

2018 台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う
公費支出に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成30年12月13日（木曜日）

午前10時30分～午後4時47分

2. 場 所 議 場

3. 出席委員 安 富 法 明 委 員 長 下 井 克 己 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委 員
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
猶 野 智 和 委 員 杉 山 武 志 委 員
末 永 義 美 委 員 荒 山 光 広 議 長

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

綿 谷 敦 朗 議会事務局長 大 塚 享 議会事務局長補佐
篠 田 真 理 議会事務局主任

6. 証言のため出頭した者の氏名

戎 屋 昭 彦 証 人 徳 並 伍 朗 証 人
西 岡 晃 証 人

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時30分開会

○委員長（安富法明君） ただいまより、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する事項についてを議題といたします。

本日、午後より証人尋問を行うことにしておりますが、証人尋問に先立ちまして、11月29日に行われた市長の公式記者会見をMYTが撮影した音声入り映像及びその会見の要旨を、地方自治法第100条第1項の規定による記録の提出請求により提出されましたので、委員の共通認識及び会見の要旨との整合性を確認するため、視聴し検証したいと思います。

事務局、準備をお願いをいたします。

〔資料と映像を確認する〕

○委員長（安富法明君） ただいま、映像と会見の要旨について御確認をいただいたところでございますが、午後から証人尋問に係る点がございますので、この記録について御意見はございますでしょうか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 先ほど、質疑応答の要旨はもらったんですね、記者との。その前に、冒頭に市長が発言されたことがあると思いますので、それをできればテープを起こしていただけたらと思いますので。よろしいでしょうか。

○委員長（安富法明君） ちょっと待ってください。はい、わかりました。了解しました。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それでは、以上をもちまして、記録——ビデオ等の記録の検証を終わりたいというふうに思います。

この際、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時40分休憩

午後1時00分再開

○委員長（安富法明君） 休憩前に続き、委員会を開きます。

先ほど休憩前に、秋山委員より、会見に関する補足資料の請求がありました件につきましては、皆さんの机上に配付をしております。

本日、本件について、戎屋昭彦君、徳並伍朗君、西岡晃君の3名より証言を求めることにいたします。

証人各位におかれましては、お忙しいところ御出席をくださいまして、ありがとうございます。本特別委員会の調査のために御協力をお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。公務員または公務員であった者を証人として、職務上の秘密について尋問する場合。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者または、これらの職にあった者が職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受ける場合。技術または職業上の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨をお申し出を願います。これら以外の場合には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合は、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人、証人と配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外の場合には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3カ月以上5年以下の禁

鋼に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。一同御起立をお願いいたします。

まず、戎屋昭彦君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（戎屋昭彦君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年12月13日、戎屋昭彦。

○委員長（安富法明君） 次に、徳並伍朗君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（徳並伍朗君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

○委員長（安富法明君） 次に、西岡晃君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（西岡 晃君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年12月13日、西岡晃。

○委員長（安富法明君） 証人は、それぞれ宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。一同御着席をお願いいたします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなさるようにお願いをいたします。

なお、これから、質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言をお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げますが、皆様も御承知のとおり、証人に証言を求めるに当たっては、民事訴訟規則第115条の規定により、1つ、証人を侮辱または困惑させる質問、2、誘導尋問、3、既にした質問と重複する質問、4、争点に関係のない質問、5、意見の陳述を求める質問、6、証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問は、正当な理由がない限りできませんので御注意ください。

また、本日は、2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う公費支出の妥当性に関する重要な問題について証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いをいたします。証言を求める順序は、戎屋昭彦君、徳並伍朗君、西岡晃君といたします。

この際、準備のため、1時20分まで休憩をいたします。

午後1時09分休憩

午後1時20分再開

○委員長（安富法明君） 休憩前に続き委員会を開きます。戎屋昭彦証人の入室を求めます。

〔戎屋昭彦証人 入室〕

○委員長（安富法明君） これより、戎屋昭彦証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしますから、次に各委員から御発言を願うことといたします。

まず、あなたは戎屋昭彦君ですか。

○証人（戎屋昭彦君） はい、そうです。

○委員長（安富法明君） 住所、職業、生年月日をお述べください。

○証人（戎屋昭彦君） はい、山口県美祢市大嶺町東分155の3、戎屋昭彦。職業はただいま美祢市議会議員をやっております。昭和27年11月2日生まれでございます。

○委員長（安富法明君） それでは、私から総括的な尋問として、11月4日に台北市内のホテルにチェックインしたのち、一旦外出をし、ホテルに戻り就寝するまでの間の行動の概略について証言をお願いします。

○証人（戎屋昭彦君） はい、今、安富委員長のほうから御質問がありましたことについてお答えいたします。

11月4日、ホテルに9時半前に着きました。その後、部屋のカードキーをいただきまして、徳並議員とエレベーターのほうに向かっていきましてエレベーターに乗ろうとしました。

その際、西岡市長も一緒にエレベーターのほうに来られまして、エレベーターを乗ると同時に西岡市長のほうから、「戎屋さんたち今から飲みに行かれるんですよ」と言われましたので、「そうです」と答え、「私も一緒に行っていいですか」ということがありましたので、断る理由もなく、「どうぞ一緒にいきましょう」ということでエレベーターを乗って上に上がりました。

そして、7階の部屋で3人が一緒に降りまして、時間を見て、15分後ぐらいに

またロビーでお会いしようということで、そのときは別れました。

それから時間がたって、9時50分近くだったと思いますが、ホテルの外で3人が合流しまして、その前に、ちょっとこちらの方向行ったらお店があるということは添乗員の方から聞いておりましたので、そちらの方向に向かって歩いておりました。

そうすると、わからない男性からあとから声をかけられ、ホテルの従業員ということでお話を聞き、そのまま歩いて行きますと、西岡市長とその男性が私たちより先に、常にカラオケのほうまで先導して行かれました。

そして、カラオケに入り、またそこを出た後、同じ男性が外に待っており、また改めて西岡市長はその男性と行動されました。私どもは徳並議員と帰り道が違うと言われましたんで一緒についてまいりました。

そして、カラオケ——失礼しました。コンビニ近くまでずっと先導して2人が歩かれ、私と徳並議員は、足が……徳並議員遅いもんですから、ゆっくり歩きながらコンビニの前まで行きました。

そうすると、コンビニのところで男性が1人待ってるということを男性から聞きました。そしてコンビニの前に行きますと、西岡市長が私のほうを見ておられ、私の……それと同時に、左のほうから——車道ですけど、女性が五、六人私の前に出てこられ、男性から「どれか選べ」と言われましたんで、私は「必要ない、いらない」ということで、振り切ってホテルのほうに帰りました。

そして、ホテルの入り口で徳並議員も後ろからついて来られ、ちょっと時間かかりましたけど待っておりまして、ホテルの中に徳並議員も疲れておられましたので、ホテルのロビーのソファでしばらく座っているんな話をしておりました。多分その時間が15分ぐらいはたったと思います。そうすると西岡市長がホテルに戻ってこられ、後ろに女性がいらっしゃいました。

そのときまだわかりませんが、最終的に2人がエレベーターに乗っていったところまで私と徳並議員は見えています。

過程は以上でございます。

○委員長（安富法明君） はい。それでは、委員の皆様からの発言を許可いたします。

竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 二、三お尋ねをしたいと思います。

まず1点はですね、今、戎屋議員の話からすると、カラオケに行った経緯、カラオケ店に行った経緯。何でこんなこと聞くかっていうと、ネットやちまたでは、あなた方が市長をはめたと、こういううわさが出ております。

特に、議員の一部の皆さん、それから各地区でそう言い振らして歩く人、それから、よもぎの会の皆さん、皆そんなこと言っておられるんですが、ここは大事なことなんで、先ほどお聞きしたら、あなた方が飲みにいかれるというのに市長が同行さしてくれと、こういう説明であったように聞くんですが、再度お尋ねをしたいと思います。

あなた方が誘って——誘われたのかどうか。その一点を一つ、お聞きしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 竹岡委員の御質問にお答えします。

私のほうから一切誘っておりません。市長のほうから「飲みに行かれるんですよ、一緒に行っていいですか」ということでお話を聞いております。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） はい、ありがとうございます。

それともう一つは、どこの誰かわからん男性のような雰囲気でお聞きしたんですが、私ども俗にいう「ポン引き」だろうと思うんですね。

市長は、あるいは戎屋議員は、カラオケ店に行かれるまで、誰が先導したんですか。先に歩かれたかっていう意味です。

そして、3人がどういう歩き方して行かれたのか。何で聞くかっていうと、誰が先に歩いて誘導したかっていうのが知りたいんでよろしく。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） はい、今の御質問にお答えいたします。

先ほども概略述べさせていただきましたように、ホテルを出て3人で歩いておりましたら、後ろから男性の方が声をかけてこられまして、それで私は一言、ホテルの関係者と言われましたので、「どちらの部署ですか」と聞きましたら、財務関係ということでおっしゃられました。私はその一言だけ、その男性とお話をしております。

それから、しばらく歩いておりますと、当然、徳並議員先ほど申しましたように、

足の歩きがあまり早くないもんですから、私は徳並議員とゆっくり歩いておりまして、先導を男性の方と市長がお2人、常にずっとカラオケまで先導しておられました。回答でよろしいですか。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますとですね、ホテルからカラオケ店、どれぐらいの距離っていいですか、時間を要したんでしょうか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 距離につきましては、当初はわかりません。なぜわかりませんと言いますと、改めて再度台湾に行って、同じ道を辿ってみまして地図を見ますと、大体約800メートル近く距離はあったのではないかと思います。

それで当然そのあたり、徳並議員もかなり飲んでおるとかでなくて、疲れて足も早くないもんですから私と徳並議員は常に市長とその男性の後ろをずっとカラオケまで歩いておりました。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますとですね、かなり長い距離を市長とその男性が先に歩かれたと。

どういうお話を2人がされていたかっていうのは、わかっていれば教えていただきたいし、なぜならですね、そんな長い距離を本当に皆さん歩かれたのかっていうのは気になるんですね。その点が1点。

もう一つは、勘定は誰が払われたんですか。その辺をひとつお願いします。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） はい、今の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、約——確認したら800メートルとお話ししましたが、これは途中で徳並議員と歩きながら、常に前の市長と男性の距離は空いてましたけど、途中でもう帰ろうじゃないかと徳並議員と相談しました。

しかし、「もう少し、もう少し」ということで、ついて行き、それが多分、三、四度同じ言葉を繰り返したと思います。その都度、男性からもう少しだということでお話を聞いております。ただ、市長と男性の方が行く過程の中で、当然私は数メートル後ろでございましたけど、男性とは私話してません。徳並議員とは話しておりましたが、その2人が話して——何の話かわかりませんが、2人がお話し

している姿を後ろから見ておりました。

もう一つはカラオケまでどうしてその長い距離を歩いたかと——今、お話だったと思いますけど、やはりこれにつきましては、徳並議員もやはり、なんていいですか、市長1人にしておいてはいけない。私は当然、こちらから台湾に出張する際に秋山議員のほうから、徳並議員をしっかり面倒見とってくれということでお話がありましたので、徳並議員と一緒に歩いておりました。

それともう一つは、カラオケでの勘定の件でございましたかね。

この勘定につきましては、カラオケといって入ったら本当にカラオケというのがわかりまして、徳並議員とはすぐ帰ろうというお話をさせていただきました。

しかし、その際、西岡市長はその店のスタッフの方に、カードはきくかということをお話しされました。お店の方がカードはオッケーだということで、最初に西岡市長が「私が皆さんの3,000元をお支払いします」ということを言われましたので、私は市長に払っていただく必要はございませんので、徳並議員、私はそれぞれ3,000元をそれぞれテーブルの上に出しました。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） なるほど。そうしますと、勘定は、市長が皆さんの分まで払おうとおっしゃったんですが、皆さんお断りして、それぞれがお払いになったという認識だと思うんですね。

ところがですね、今戎屋議員はカラオケの話はさらっと言われたんですね。ですが、11月29日、市長の記者会見で、言い方悪いんですが、台湾も含めて、いわゆる国内外、当然市内も庁舎も含めてですね、混乱をきたしておるわけですが、その中で、我々通常カラオケ店に行ってもですね、1時間3,000元というところと約1万円近い。日本円に換えたら1万円近い金額ですが、非常に高い金額だと思うんです。カラオケの中で一体何があったのか、もう少し詳しくお話をお聞きしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） はい、カラオケの中で何があったかということで御質問でございます。

まず最初に、ちょっと過程をお話しさせていただきます。先ほど、市長がカードで払うということで、それを断って自分たちが出して椅子に座りました。椅子と言

うかソファに座りました。

そのときに実は、まず飲み物は何かということで、ビールしかないと言われましたんで、ウイスキーはあるかということでお尋ねしましたら、あるということで、徳並議員と私はウイスキーをそれぞれ頼みました。

そして、当然すぐテーブルには何もないわけですから、男性の方っていうかスタッフの方が「わかりました」と言って外に出られて、それからはっきり申しまして、女性が五、六人部屋の中に入ってこられました。

そして、「日本語しゃべれるか、英語しゃべれるか」と市長が聞かれまして、最終的にその人数はちょっとはつきり覚えてませんが、2人を最初に市長が選ばれました。そして市長の隣と徳並議員の隣に座られました。

で、私はいいからというふうに市長に断ったんですが、いやそれじゃまずいということで次のまた女性が五、六人こられまして、その中の1人をまた再度日本語しゃべる云々で、市長が最終的に選ばれ私の隣に座らせました。

それで、しばらく、じゃあカラオケをしようということで、じゃあカラオケのキーボードってのがありまして、日本語のところ出していただきまして、そして日本語の設定をしていただきました。そして、カラオケがかかったので、じゃあ1番最初誰が歌うかということで、西岡市長に私が「歌ってください」と言いましたら、最初西岡市長が歌われました。

で、歌が続けてかかってまいりました。その次は西岡市長が女性に「歌えるか」ということで、お話をされたら歌えるということで、今度戎屋さんということで私が歌わせていただきました。

その後ももう一曲私が歌いました。4曲目最後ですけど、徳並議員が一曲歌って、歌は終わりました。

そののち突然と、これは言いますけど、女性が……私もびっくりしましたが、上半身、上半身と言うか、服を脱がれまして、本当びっくりしました。

徳並議員のほうを見たら、当然女性は脱いでおられました。私も何をするんだっていうことで近寄ってきてファスナーを下げられかけたんで、「やめろ」ということで本当に払いのけ、顔を近づけるので「やめろ」ということで言いました。

そしたら私の左側に女性がいたもんですから、私は常に左を。たまにこう見たときには、西岡市長にはもう女性がはっきり言いまして、乗っておられました。

そのうちやめようということで、徳並議員とお互いに顔見合わせまして、出ようということで出たのがカラオケの中の状況でございます。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 言いにくいことまでお聞きしましたが、ところが不思議なことに市長は、カラオケでは歌ってないと、こう言っておられるんですよ。

今、戎屋議員この100条委員会では、虚偽の発言はできないってのは御存じですよ。その上で、間違いなく市長が歌われたとそう受けとめでいいんですか。

そうしますとですね、今、女性が半裸の状態で、ということだったんですが、市長の膝の上にも乗っていたという証言なんです。

その場合、皆さん方、市長はボタン——シャツのボタンを下の二つ目ぐらいまでは残ったがあとは外されていたと、こうおっしゃってる。その辺をもう少し詳しく、あなた方も脱がれたんですか。それとも脱がされたんですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） まず私の状況お話しいたします。

私はソフトボールでも前回、社会復帰促進センターで着ておりました、アシックスのブルーのウインドブレーカーを着ておまして、ファスナーが結構緩く下がるほうでしたので、それを下げられまして、半分脱がされました。しかし、「やめろ」ということで止めました。

その際、いろんな……こう近づけてきたんで私は拒否しました。

徳並議員は私の斜め前ですので、徳並議員のほうの状況はよく見えましたが、徳並議員は何も知らんぷりしてお話しをしておられた状況だと思います。

西岡市長のほうにつきましては、大変言いにくいですけど、脱いでおられたと思います。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） その場合ですね、今、戎屋証人が脱ぎたくないという意思があったら脱がれんじゃった状態、というふうに私は認識したんですが、それでよろしゅうございますか。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 当然、私も先ほど申しましたように、ウインドブレーカーで、

ファスナーが軽いほうで結構薄いものでしたから、本当に引っ張られれば破れるような気もありましたんで半分は脱がされました。でも、私はその後拒否して脱いでおりません。

だから、基本的に私は、拒否すればそういう状況にはならないんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） もう少しお聞きしたいと思います。

一応カラオケの中での話はよくわかりました。何分くらいおられたかはわかりませんが、とにかく出てみたら、また、先ほどの案内した「ポン引き」さんがおられた。そんな時ですね、市長もまさかこんな店じゃなかったということだったんですが、その「ポン引き」さんがなぜその店の前におられたのか。そんな時になぜですね、私らだったら、こんないかがわしい店を案内してからって怒るんですが、出るときの状況、それから対応についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 最初申しましたように、1時間3,000元というお話しさせていただきました。そして当然早く出たわけですから、エレベーター乗って階段おりて外に出ましたら、また、先ほどの……連れて来た男性がおられまして、私たちに、まだ25分か30分あるというふうにおっしゃられたと思います。

私はそのときに、「ふざけんな」と、「こんな店に連れてきて」ということで、徳並議員と歩いて帰ろうといたしました。

そしたら逆に、西岡市長はその時しゃべっておられたかわかりませんが、客引きの男性は帰る道が違うということで言われたまで私は覚えています。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますとですね、これはまた言いにくい話なんですが、午前中に見せていただいた会見の内容で、このまま放映されると困るかもしれませんが、一晩5,000ドル——台湾ドルということのお話が出ましたよね、映像に。その話は御存じなんですか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） いや、私は当日そういったお話は何もしてません。

先ほど安富委員長のほうからお話しありましたように、概略述べてくれというこ

とで、女性がコンビニの前で出てきた時に私は振り払って帰っておりますので、そういった金額等全く存じておりません。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） わかりました。

ちょっともう1点お尋ねをしたいと思います。これ最後になるだろうと思うんですが、これ、いらんことを言うと委員長から発言はとめられるかもしれませんが、ホテルの前にホテルマンは——出入り口、いらっしゃったんですか。

それからもう1点はですね、セキュリティをお聞きしたいんです。何でそのホテルマンがおったかと聞くのはですね、通常ホテルには、同伴もしくは——同伴もしくはと言ったら言い方が悪いですね。団体さんだとか同伴の人だとなら、通れるんです。

ですがエレベーターは、普通ですよ。セキュリティのいいところはカードをやらないと乗れないんですね。よく私たちも東京に出張するんですが——した時に必ずあるのは、そのカードでエレベーターへ乗ったりおりたりするわけですが、そのホテルのセキュリティ。いわゆる自由に上がったりおりたりできるのか、それからホテルマンがいらっしゃったのかどうか。

なぜかしたら、私も新橋でですね、女性についてこられました。しかしながら、女性はホテルに入ることが絶対にできないんです。同伴なら別ですよ。

ですから、そうしたことからセキュリティがどの程度のホテルであったのか、それからホテルマンがいらっしゃったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 泊まったホテルは決して悪いホテルではなかったと私思っています。

通常昼間はドアに2人の男性もしくは女性がいらっしゃいまして、当然帰った時間が11時過ぎたぐらいだと思います。当然男性1人、ドアにはいらっしゃいました。

それと、セキュリティの件ですけど、ここのホテルは、当然——今の日本のホテルもそうですけど、カードキーでございまして、通常外でつけてエレベーターが開くシステムと、エレベーターは開くけど中でカードキーをあてて自分の階に進む、フロアを押すというセキュリティがあるかと思います。

台湾の——その泊まった台北のホテルは、ドアは開きますけど——エレベーターのドアは開きますけど、中でカードをかざしまして、自分の階のボタンを押して閉まるようになってます。ほかの階には当然ボタンを押してもつきません。

だから自分の階だけしか行けないホテルでございます。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） はい、いろいろ言いにくいこともお聞きしたわけですが、御協力ありがとうございました。

最後に、なぜですね、これも皆さん方が言われてるんですね。市長がホテルに女性を同伴して入ったのをとめないほうが悪い、あるいははめられたんじゃないかと、こういうことなんです。

なぜあなた方はそれをとめなかったんですか。また、とめることができなかったんですか。

またですね、カラオケのほうの、どういう配置でどういうあれかっていうのは、ちょっと私たちは今お聞きしただけじゃピンときませんので、きょうはお尋ねしかできませんので、また資料を提示をしてですね、御説明いただくときがあらうと思いますが、とりあえず今のお答えをいただきまして、私の質問を終わりたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 竹岡委員の二つの質問だったと思いますが、一つ目が、なぜ西岡市長は女性とエレベーター——とめられなかったかということの御質問について、これにつきましては、当然私は先ほど申しましたように、徳並議員とソファーに隣り合わせに座っておりまして、話をしておりました。そしたら西岡市長が、多分私どもが話してから多分10分、15分ぐらいたった後だと思いますが、ホテルに入ってこられまして、そのままフロントのほうに行かれました。

そのときに、女性が多分二、三メートル後ろについて入ってこられました。ホテルのほうに。その時はまだ、まさにまだ西岡市長と一緒に私思ってたかったので、当然そのホテルの宿泊客であれば、カードキーを持っておれば自分で上がれると思いますし、それから、西岡市長がフロントに行かれてどんな話をされたかわかりませんが、当然西岡市長が1人でフロント終われば、エレベーター乗られれば、女性は宿泊客であれば、当然フロントに行って手続き何かされると思います。それも

なく、ただ２人が一緒にエレベーターにその後すぐ乗って行かれたということでございます。

私はとめられなかったということにつきましては、先ほど概略を述べさせていただきましたけど、ほんと最終的にエレベーターに２人が乗られたときにも、カラオケに行った後、こんな状況かと。ほんと驚愕と啞然というか、本当びっくりして、なんだというふうに思って、本当に何もできなかったということが現状でございます。

それと、はめられたっていうことの御質問だったと思いますが、これについてはほんと私自身が本当に気分を害しています。いろんな報道——失礼しました。ちまたのうわさ、それから某新聞に「陥れられた」ということが書いてございまして、逆に、私どもが本当にそういったとこに連れて行かれて、女性をコンビニの前で出されて、本当に私自身が陥れられたというふうに逆に、逆に思ってます。

本当にここだけはちょっと強く——強くっていうか、お話しをさせていただきかけたところでございます。

○委員（竹岡昌治君） １点忘れました。いいですか。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そういうことですか、よくわかりました。

ただ、解せないのはですね、市長は、午前中のビデオを見せていただいた中で、記者の質問に対してですね、コンビニで待っておられた女性の中の１人と、こう言っておられる。ですから、私はドアマンもよくぞ通してくれたなと思うんですが、その辺で女性の見覚えっていうのは議員さんは、よくわかりませんが、接触があったのか。それから、そういう見覚えがあるのか。

市長は、その中の——コンビニの所におった女性の１人とおっしゃってる。その辺はもう一度お伺いをしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） コンビニの前というか、私先ほど概略述べさせていただきましたように、私が男性からコンビニで——ここでは西岡市長といますが、「男性が待ってる」ということをお聞きしまして、目が合ったときに突然、先ほど言いましたように、左の車道側から女性が五、六人出てこられて、「誰か」ということで言われて、私は「いらない、必要ない」ということで、振り払いました。

ただ、西岡市長がその中の女性1人かどうか……私も急に出てこられて、本当に本当に、心の中で「ふざけるな」と思いましたが、「必要ない」って払いのけてホテルのほうに行きましたので、その女性かどうか、私ははっきり言ってわかりません。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） おおよその流れは今、戒屋証人のですね、言葉でわかったんですけども。

1点ほど、コンビニ。今コンビニの話が出ましたが、西岡市長はコンビニの中におられたんですか、外におられたんですか。それがちょっとはっきりしないもんです。一緒にいられたような感じになりますので、目が合ったというのは、どのような形で目が合われたんですか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 秋山委員の御質問にお答えします。

先ほどちょっと申し忘れましたけど、西岡市長は、コンビニの中の歩道沿いのカウンターに、ほぼ真ん中に座っていらっしゃいました。

私は当然外を歩いていて、目が合ったというのは、西岡市長は中のカウンターに座っておられた状況と私が目が合ったという状況でございます。

○委員長（安富法明君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） それともう1点、お酒を——徳並議員とお酒を飲みに行きたいという話をされたというのは、どの場面であるかということと、もう一点ですね、野柳での懇親会ですか——歓迎会。17時30分から8時の間、どのくらいの量ですね、お酒を飲まれておったのか。もしそれが記憶にあればですね。そして先ほど言いました徳並議員とどういうお話しされたのか、バスの中でされたのかということ2点ほど。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） まず最初に、飲みに行くきっかけについてお答えさせていただきたいと思います。

まず、野柳地質公園での歓迎セレモニー、懇親会が終わりましたのは多分8時過ぎだったと思います。それで、外にバスが待っておりまして、バスに乗り込みました。そうすると、一番最初に——常にほかの行動もそうですが、西岡市長は

必ずほぼ一番最初に定位置に、バスに座っておられます。私と徳並議員は常に一番後ろの5人がけだったと思います。そこに座って、その際に徳並議員が、「戎屋君、台北のホテルに帰ったらちょっと時間があるから、少し飲みなおしでしょうか。」というお話がございました。

当然徳並議員は、ちょっと耳も若干遠いところもありますので、常にふだんも声大きいもんですから、かなり大きい響く声で言われました。

それでバスで帰って、当然私は徳並議員と降りたわけですけど、当然私は2人ではまずいと思ひまして、まず一番最初にお誘いしたのは、ホテルに——台北のホテルについてバスを降りた時点で、観光協会の山本会長に「徳並議員が飲みに行きたいと言ってますけど一緒に行きませんか」と言われましたので……私が山本会長にお声をかけました。

そうしたら山本会長は、「もう野柳で飲んだので、ちょっと疲れてる」ということで、「勘弁してください」ってことで断られましたので、徳並議員と最初本当に2人で行くつもりでございました。

それともう1点は飲んだ量でございますけど、懇親会が5時半ごろから始まりまして、8時ぐらいだったと思います、終わりが。それで、最初の1時間はほとんど台湾ビールっていうかそれをほんと飲んで、中華料理とかいっぱい出て、隣の副総経理とも話しながら周りの人とビールをついで飲んでいました。だからビールを飲んだ量としましては、多分大瓶で1本から1本半ぐらいだと思います。

その後、あと約1時間で「今度は何を飲まれますか」と言われましたんで、私は、紹興酒ということで、乾燥梅——干し梅を入れたものの、若干ぬるいっていうか熱いんじゃない。それを飲んだんで。飲んだ量としましては、小さいぐい飲みでございますから、多分、私は自分からは飲んでませんのでつがれる分だけですから約——紹興酒からして半分強ぐらいかなというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） もう1点ほど。ホテルで戎屋議員と徳並議員がソファで休んでおられたということでもありますけども、その15分ぐらい後に、西岡市長は女性と一緒に帰られたということ。

その女性の格好というか身なりというのは覚えておられますか。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） まだいまだにびっくりした場面でございますので、脳裏に焼きついております。

女性の形は——失礼しました。格好は、まず頭は後で髪を束ねておられました。黒い髪だったと思います。上のブレザーは白、スカートは黒の服装だったと思います。

○委員長（安富法明君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） その女性の靴は、ハイヒールか何かを履いておられませんでしたか。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 大変申しわけございません、ちょっと足元の靴まではちょっと確認というか、脳裏にございません。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。そのほかに。山中委員。

○委員（山中佳子君） 数点お尋ねします。

戎屋議員は、企業人としてと言われること——よく言われておりますが、企業にいらっしゃったときも含めて、台湾に今までどのくらい渡航されているのか、お願いします。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 山中委員の御質問にお答えします。

台湾につきましては、私はプライベートで家内と1回行きまして、あとは仕事で多分4回か5回台湾に行っております。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） わかりました。

それでは中国語とか、台湾にも広東語とかいろいろあると思いますが、その辺の言葉についてはいかがでしょうか。わかりますか。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 中国についてほとんどがシェシェ、ニイハオ、そのぐらいしかわかりません。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 今、一次会でどのくらいのお酒を飲んだかという質問に対して、台湾ビール一、二本と紹興酒というお話でしたけれども、私が今まで行かれた

議員の方々の話を聞くと、とにかく台湾では「飲め飲め」と言ってすごく勧められるというお話を聞いておりますが、その点はそんなにお勧めに勧めていただかれなかったんでしょうか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 先ほど申しましたように、最初の1時間ぐらいは多分台湾ビールというお話ししました。あと紹興酒とお話ししました。

隣の方といろいろなお話しをしながら確かに飲みました。あと、いろんな方が来られて私も本当、ほかのテーブルにはほとんどまわってませんけど、来られた方については飲ませていただきまして、それを含めて、私は先ほどの量だというふうに。

白酒（パイチュウ）とかそういう強いお酒は私は飲みたくないということで、紹興酒がいいということで紹興酒をオファーして飲ませていただきました。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それではカラオケ店のことなんですけれども、カラオケ店に行った際に、市長は「カードはきくか」という質問をされたということなんですけれども、市長はどのようにしてお金をお払いになりましたでしょうか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 今の御質問にお答えします。

先ほど、入ったとき「これは高い、帰ろう」ということでお話ししましたと思います。そしたら西岡市長は、「私がカードで払いましょう」ということで言われました。払っていただく必要もございませんので、先ほど申しましたように徳並議員も私もテーブルの上に3,000元出しました。当然西岡市長も3,000元出されております。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） そのときの西岡市長の財布の色とかを覚えてらっしゃいますか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 私は、そういった趣味はございません。覚えておりません。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） カラオケ店で入店後、何分後に出られましたでしょうか。

それから出た順番、戒屋議員は徳並議員を支えながら出られたんでしょうか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 出た順番というか、先ほど言いましたように女性が近づいてきたので、徳並議員も出よう、私も出ようということで、支えずに全部歩いて一緒に歩いて出ました。よろしいですか。

そのときに、西岡市長も「僕も出る」ということで言われて出られました。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 3人同時に出られたわけですか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 同時って、ドアは一つでございますから、当然徳並議員と私は先に、徳並議員が一番入り口に近かったものですから、先に出られて私が次に出ております。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） お2人はそうでしょうけれども、順番的に、時間的に、5分ぐらい後に市長が出たとか、その順番に徳並議員、戒屋議員、市長がとんとんと出られたのか、その辺のところはどうでしょうか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 時間差攻撃はございません。「出よう」と言って、私も市長も先ほど言いましたように、私も「出ます」ということで、出る順番とかドアはおわかりのように、3人同時に出られませんので、出て外で一緒に今度はエレベーターに乗って3人がおりました。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、ほぼ同時に3人が出たということで理解してよろしいでしょうか。

○証人（戒屋昭彦君） はい。

○委員（山中佳子君） わかりました。

次に、今回は11月2日から5日までの台湾訪問だったと思いますが、今回争点となっている点は2点あると思うんですね。そのカラオケ店、それからもう1点が、市長がホテルの部屋に帰る際のエレベーターに女性が一緒に乗り込んでおり、部屋に招き入れたのではないかという疑惑があるということで間違いないでしょうか。

○委員長（安富法明君） 山中委員に申し上げますが、今、証人にですね、市長についての疑惑の見解を求められているというふうに受け取ったんですが、もしそうだとしたらですね、証人に求める尋問としては適切じゃないかと思います。

山中委員。

○委員（山中佳子君） それではもう一度戎屋議員にお尋ねしますが、エレベーターに女性が後からついてくるのを見て——市長の乗ったところに女性が後から乗ってくるの見たという、それは間違いないわけですね。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） はい、お2人がっていうか、エレベーターが開いてお2人が乗られたところを私も見ております。はっきりと見ております。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、降りた際の女性と市長の行動について、それは確認または写真を撮られているのでしょうか。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） ちょっと今の御質問が、降りた際というのはどういう御質問でございましょうか。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 済みません、ちょっと。エレベーターに乗ったのは見た。じゃあ7階で降りたお2人を見られた——見られたんでしょうか。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 私は、1階のロビーのソファーに座ってて、お2人が乗り込むの見たということで、7階には当然間に合いません。見ることはできません。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは当然、2人が部屋に入ったというようなところは見えていらないわけですね。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） それは見ておりません。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） エレベーターに女性が乗ってるのを目撃したあなたは、何の目的で女性が乗っていると思われたのか。今までにそのような場面に遭遇されたこ

とがあるのかどうか。

○委員長（安富法明君） 山中委員に申し上げますが、先ほどの質問と同じで、事実関係を証言を求められる席であります。

戒屋証人の……何て言いますか、意見をお聞きになることは——意見と言いますか、要するに感想と言いますか。違うと思う。

山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは今までそういうふうな場面をごらんになったことがあるのか。

○委員長（安富法明君） それも同じようなことと思います。少し考えて質問をしていただくように。

山中委員。

○委員（山中佳子君） それで、その女性が降りてくるのは目撃されてないわけですよ。エレベーターから降りてくるっていうのは目撃されていないわけですよ。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 山中委員の質問にちょっと確認なんですけど、降りて来っていうのは、エレベーターに乗った後、出てこられたっていうことでございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり） それは見ておりません。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 市長がエレベーターで女性と上がったのち、何分ぐらいロビーに戒屋議員と徳並議員はいらっしゃったんでしょうか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 時間的には多分、15分から20分はそのままソファに座っていたと思います。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 最後の質問になります。

11月5日、翌日なんですけれども、11月4日夜の件について市長に何か聞いたか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 翌日の朝、綿谷局長から何時に食事をしようということが前の日にありましたんで、朝、電話がかかってきてエレベーターでおり、綿谷局長と

徳並議員と３人で１階のレストランに行って、食事をするために席に座りました。

その後、のちに若干遅れまして西岡市長も入ってこられまして、たまたまですけど、私ども４人がけの席で一つ空いてたんで、そこに市長が座りました。そういったことは一切お話しはしておりません。

○委員長（安富法明君） はい、その他。高木委員。

○委員（高木法生君） それでは、戎屋証人に質問をさせていただきたいと思います。

私は、戎屋証人と会派は同じ会派といたしまして、このたびの行動については大変遺憾であると思っております。猛省を促したいと思います。

そこで１点ほどお伺いしたいと思いますが、カラオケ店でですね、女性が上半身裸になる前の１時間、３００元という金額——３，０００元ですか、日本円にして１万円前後ということのようでございますけれど、これを支払った時点において、ある程度いかがわしいというような思いがあったと思うんですけども、なぜ早い時点で退店にならなかったのか、至らなかったのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 高木委員の御質問にお答えします。

最初、私が冒頭申しましたように３，０００元は高いというお話しをして、一番最初に「出よう」ということで、徳並議員とお話しをいたしました。その過程の後、市長は払われるということで、いろんなことを甘える筋合いもないので、自分たちで出したと。

確かに３，０００元ったら、はっきり言って日本円にしたら１万円ということで、高いと思いました。ただ私も本当にそのとき、はっきり言って最初に高いと思ったとき出ればよかったという、本当に今、猛反省しております。申しわけありません。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 疑惑が出てですね、それから２０日以上あいだが空いて、それをあれですかね。その前に説明を求めるなりされました、市長に。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員に申し上げますが、先ほど山中委員に対しても同じことを申し上げたんですが、今回は事実関係の確認をしております。まして尋問ですから、求められていることがですね、戎屋証人の……何ていいますか、感想といいますか、あるいは意見を求められてるように、委員長としては感じるんですが。

その辺は最初に申し上げましたとおり、質問をされるっていいですか、尋問され

てるわけですからね、皆さん。このことをですね、普通に議会で意見を求めているのとは違いますから、その辺はよく考えてお聞きになっていただきたい。よろしいですかね。

○委員（秋枝秀稔君） では、質問を変えます。

先ほどのホテルの件ですけど、かなり夜遅くなっておったと思います。市長はエレベーターに乗ってからですね、何分後に部屋のほうへ帰られました。

○委員長（安富法明君） 先ほど秋枝委員、それ山中委員……（発言する者あり）わかります。戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 秋枝委員の御質問、私が自分の部屋に帰った時間が何時頃かということでございますか——の質問でよろしいですか。

先ほど申しましたように、西岡市長がエレベーターに乗られた後、さっき15分か20分と申しましたが、その話をしたのちに、徳並議員と私は近くのコンビニに行きまして、ワイン一本買って私の部屋で徳並議員と入った時間ですから、11時半ぐらいには部屋に入っておると思います。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。いいですか。秋枝委員。よろしいですか。よろしいでしょうか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

ホテルのエレベーターに上るときは部屋のカードキーがいるということですが、おりるときはカードキーが必要なのでしょうか。カードキーはなくてもおりれるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） これは当然私も確認しましたが、おりるときはボタンを押せばエレベーターは開きます。ただ、ほかの階にはおりられず、1階のロビーのボタンのみ。昼間は多分、2階、3階はイベントやるときはおりられるかもわかりません。基本的にはほかの階にはとまることはできません。

○委員長（安富法明君） よろしいですか、ほかに。秋枝委員、続きがあるんですね。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 済みません、カラオケを出られてですね、タクシーで帰るという手があったと思いますが、これは探されんじやったんですか。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 今、秋枝委員のおっしゃるとおり、私だったらタクシーで帰ります。

しかし、西岡市長は男性と一緒に帰られておられますので、やはり当然1人にはしてはいけない。徳並議員も同じだと思いますけど。私は徳並議員が歩かれれば、やっぱ先ほど申し上げましたが、一緒に……けがをしてはいけませんので、市長1人にするわけにいきませんので、当然、一緒に後ろを遅れながらついてまいりました。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 全く道案内っちゅうかわからんということでですね、どういうふうにして帰ろうというふうに思われたんですか。

○委員長（安富法明君） 今までの尋問の中でですね、帰り道がわからないから、その某男性にお願いをして、教えてやるというな感じで答えられているというふうに思うんですが。

戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 今の御質問ですけど、私先ほど言いましたが、徳並議員と2人で帰ろうと申しましたら、「こっちのほうに近い」ということで男性が言われましたので、遅れながら後ろを——西岡市長と2人の後と一緒に帰ったということでございます。

○委員長（安富法明君） 委員の皆さんもですね、他の委員の質問されたこともあわせてお聞きになられて、重複するのはですね避けていただけたらというふうに思います。

杉山委員。

○委員（杉山武志君） 時系列をちょっと整理しております。2点教えていただければと思うんですが。

先ほど行き帰りの時間について、800メートル程度だったと思うっていうふうな距離的な御回答あったんですが、行きに要した時間と、帰りに要した時間。おおよそでも結構ですから、覚えいらっしゃれば教えていただきたいのですが。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） 時間的には先ほど申し上げ……再度行ったとき800メートルぐらいというお話をさせていただいております。これについては、当然私個

人で歩けば早いですが、徳並議員は先ほど言いましたように、行きよりは帰りのほうが、飲んだという意味じゃなくて、やっぱり歩きが非常に遅いっていうか、ゆっくりなもんですから帰りのほうが時間を要したと思います。

また、大変済みません。行きと帰りは、行きの道と——この前確認したんですが、帰りの道は途中からは違ってました。途中からは同じところを歩いてホテルまで帰っております。

だから行った道と帰った道は、私は自分で来た道若干わかったんでこちらだと思ったら、「こちらのほうが近い」というような言い方で男性が導かれたので、それについて行ったというのが事実でございます。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、ほかに。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） えっとですね、今から尋問いたしますけれども、当初私が予定していた尋問に関しましては、かなり確信の部分といたしますか、竹岡委員がかなり尋問をされてきておりますので、これについては同じようなかたちになりますので省いてまいりたいと思います。

それでですね、再度確認しますけれども、戒屋証人がホテルを出られて3人で歩き出した。そのときに、3人の後を追ってホテルの従業員らしき方、財務担当者とか言われてましたよね。その方が来たときの服装というのは、ホテルマンらしき人であったのかどうか。その辺の見た感じというのはどうだったか、その辺ちょっとお尋ねしたい。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 突然と後ろから来られまして、「今ホテルから出られたお客さんですね。私はホテルの従業員です」ということで言われて、先ほど言いましたように「部署はどちらですか」と聞いたら、「財務関係」というふうなことで、その格好につきましては当然ホテルマンでも、働くときの姿と帰るときの姿、やっぱ服装が違います。

ただ、こう変な服装というのではなくて、普通のズボンにシャツを着られた方の、歳からしたら五十から六十ぐらいの年代の方だったというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでですね、なんていいますか、男性の方が道案内して行ったと。

そして、その男性と市長が常に前を歩きながら、いろいろたくさんお話しをされていたということですね。

そして、その方の紹介でカラオケ店に行った。そして出ても、その方がいて、そして、コンビニのところまで男性がおられて、そして戒屋証人がコンビニの近くまで来たときに、その同じ男性が、女性が五、六人来て、「この中1人選べ」って言われて、あなたが拒否されたということですが、それは、同じホテル……最初から、出たときについた男性がずっと最後までおった。同じ男性と見ていいんですか、その辺ちょっと確認お願いします。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） ホテルを出てカラオケまで案内された方と、ホテルで私が——先ほど言いましたように、出て、「まだ20分、30分ぐらいある」と言った男性とは同じ男性で、全て同じ男性がコンビニまで案内されて、私がおくれてついて行ったという状況でございます。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） よくわかりました。

それですね、カラオケ店でも、何ていいますか、台湾ドル、日本円にして1万近いということでかなり高かった。

それから、またホテルに戻ったときに、戒屋証人の持って……よそに……日本円をこの台湾ドルに替えたとき、替えてですね、残りのお金はどの程度持っておられましたか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 私は、綿谷局長と一緒に台湾の桃園に着いたときに、入国する前に換金しまして、2万円を換金して、5千三百か四百の台湾ドルを持っておりました。

その前日、台中で夜、2日目のときに、皆さんと花博のイベントが終わった後食事をしたというか、してなかったもんですから、六、七人ぐらいで、当時の——当時ってごめんなさい。林さん、台湾事務所の林さんと、黄さんという添乗員の方と、「ホテルからどこか近場はないか」ということで、お店をタクシーで誘導してもらいまして、そこで1,000元ちょっと払って、それからやったからもうお金の残りとしては、五千数百ですから、それ払ったんで千数百元しか私は残っておりませ

ん。

○委員（岡山 隆君） わかりました。

基本的には、私も海外でビジネスで仕事したことがありますけれども、当然その国で円を交換します。がですね、それ以外にも常に私は日本円というものを持っていました。持っていないと、結構円というものは強いですから、その円だけで使えることができます。

そういった際、戎屋証人は、それ以外に日本円は持っておりましたかどうか。その辺確認します。

○委員長（安富法明君） 戎屋証人。

○証人（戎屋昭彦君） はい。当然海外に行くにしても、国内ではキャッシュカード、いろんなことをおろせるとは思いますけど、やはり海外行くときは使う金額的にはわかりませんが、数万円は換金した以上には当然お金は日本円は持っております。持って行っておりました。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） はい、そういったところの対応は同じところもあるわけがございます。

それでですね、戎屋証人が自分自身がですね、1階のホテルロビーから自分の部屋の7階まで上がってですね。そして、またはホテルの1階までおりるのに時間的には大体どの程度を要する時間なのか、わかりますでしょうか。

○委員長（安富法明君） 戎屋委員。

○証人（戎屋昭彦君） このホテルの時間というのは、当然日中、夜、いろんな状況によって多少変わるとは思いますけど、やはりどなたもいらっしゃらなければ、そのまま上がれば7階というのはすぐですし、当然エレベーターはそこのホテルに2台ありますので、片方が使えなくても片方は開くということもありますので、そんなに……ほんの行って上がっておりて帰っても数分もかからないというふうに私は思っております。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。最初に申し上げましたが、おおむね時間を1時間としております。要点を明確にして質問してください。猶野委員。

○委員（猶野智和君） それでは、2点だけ。先ほど山中委員から御質問があったんですが、お答えになってらっしゃらない部分があったので。

そのカラオケ店に行かれて、大体どのぐらいの時間滞在されていたのか。

それと、滞在中にも女性が、脱ぎ始めたから——女性が脱ぎ始めたということなんで、それからどのぐらいたって退店したのか、この2点。2点といいますか、まずそれを一つお願いします。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） はい、まず最初のカラオケにおった時間でございますけど、これについては最初にも言いましたように1時間3,000元ということで聞いておりまして、その後、外に出たときに、連れて来られた男性から、「まだ25分か30分残ってる」ということでございますから、入ってから出るまでが約30分じゃなかったかというふうに思います。

それともう1点、女性が脱ぎはじめてということでございますけど、表現……ちょっと済みません。服を脱がれたということでございますけど、これは、カラオケが先ほど言いましたように4曲ということでした。その時間で突然と脱がれて、それを拒否して云々だから、数分。二、三分か四、五分かぐらいだと思います。

○委員長（安富法明君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） それでは、最後。

先ほどのお話の中で、女性が脱いだ後に、また男性のほうの服も脱がせようとしてきて、戒屋証人と徳並さんは抵抗されて脱がされることはなかったというお話。最後、市長のほうは、正直脱がされていたという——脱がされたという話があったと思いますが、どの程度脱がされていたのか、そのあたり教えてください。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 先ほど、今ちょっと猶野委員の……。徳並議員も——徳並議員ははっきり言って何も。私は斜め前でよく見えました。何もして……こういう——済みません。女性との話しをしておられたと。私は拒否を、先ほど言いましたようにブルーのジャンパー脱ぐのを拒否しました。西岡市長は、私もはっきり言って自分が拒否する時間は（聞き取り不可）だったんで、市長を私が見たときは、先ほど上を脱いでおられたと思いますということでお話しとおりでございます。よろしいですか。

○委員長（安富法明君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） なら、上半身脱がされていただけということでよろしいです

か。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） それは市長でございますか。

○委員（猶野智和君） 上半身です。はい。

○委員長（安富法明君） ほかに。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 2点だけお伺いしたいと思います。

カラオケ店、かなり酔っておられたと思います。3人ですね、3人の方酔っておられたと思うんです。で、カラオケ店のことを詳細に話されましたが、市長の服装を覚えておられますか。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 酔っておられました——先にちょっと……あとお答えしたい。

市長のかたちは、上がカッターシャツ1枚、下はスラックスというか、台湾に行かれた格好の——私は着替えておりましたが、台湾に行かれた格好のスーツのズボンを履いていらっしゃいました。

私は、酔っておられましたかつていうと、私はそれほど……済みません。カラオケでも水割り1杯出てきて、それを全部飲んでおりませんので、帰ってからもしっかり自分は記憶を持っております。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ホテルの件なんですけど、市長が女性と一緒にエレベーターに乗ったと言われました。ホテルではですね、カードキーがないとエレベーターが動かないということでした。

ということは、たまたまほかの部屋の女性が乗り合わせたということを考えられませんか。

それからですね、宿泊客以外はセキュリティの関係からフロントでチェックされると思います。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員、委員の質問は誘導尋問……

○委員（秋枝秀稔君） じゃないです。

○委員長（安富法明君） いや、そうだと思う。質問の仕方を変えてください。

○委員（秋枝秀稔君） それ言われると困りますけどですね。

外国では事情があると思って、日本の習慣を当てはめて単に怪しいという、これ

は少し言い過ぎではないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（安富法明君） 答えられなくてもいいと思います。これは委員長の権限です。明らかに尋問の域を外れています。末永委員。

○委員（末永義美君） 1点だけ尋問します。

ホテル出てから、客引き——「ポン引き」さんというんでしょうか。そういう男性から、遠くへ遠くへと連れて行かれる際に、その街の雰囲気、またカラオケ店等——店舗またそのビルを見て、だんだんと、これちょっとまずいかもしれんぞと、怪しいかもしれないという、そういう会話が、まず、同行議員もしくは市長交えて、やめましょうとかかっていうふうな、そういう話があったか。

また、そのカラオケ終わったあとにですね、とんでもないところに入ってしまったなとかっていうような、後悔や反省するような会話が市長交えてあったのか。行くときも帰りも何も会話なくして、粛々と前に行く市長を行き帰りがあったのか、その辺の点をお伺いします。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） 末永委員の御質問にお答えします。

先ほど冒頭申しましたように、本当に「近場で飲もう」ということでお話しさせておられまして、本当に途中で1件、道沿いにお店はありました。徳並議員と「ここでもいいな」というお話をしました。しかし、「もう少し、もう少し」ということで、最終的に距離を確認したということで800メートルぐらいと話しましたけど、本当にその途中は商店街とかで、本当に怪しいとかっていうふうに行くときはですね。ただ、その行った雰囲気のところは、まだ夜の段階で客引きの男性とかはあまりなく、ただ雰囲氣的に、このあたりでも店が確かにあるように見えました。で、入ったときに、ここカラオケだということで、本当に今本当思えば反省しております。

ただ、どうしてそこまで行ったかと今おっしゃられたと思いますけど、これは言いましたように、徳並議員は、「西岡市長のお付きもいらっしゃらない、1人にしてはいけない」ということで、「ついて行かないかん」と。私は、秋山議員から言われましたように、徳並議員をしっかりフォローするために、転んだりがあってはいけないということで行ったというところでございます。（発言する者あり）

済みません。ちょっと書いてなかったもので。

帰り道っていうかもう本当に、カラオケ出たときにも客引きの人には、「なんだふざけんな、こんなとこ連れてきて」、ということを私先ほど申しました。帰りはもうとにかくもう、「何でこんなとこ来たんだ」と。徳並議員と本当に歩きながら、「本当に、はっきり言って悔しい」、「何でこんなとこまで来なくてはいけなかったか」と、「本当に近くで飲めばよかった」というようなことを本当に思っていました。

○委員長（安富法明君） 末永委員。証人席近いからといって、直接話しかけないでください。ルール違反です。ほかにありますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ちょっとカラオケ店内でのことをちょっと——ちょっとお聞きしたいんですけど。

歌を歌って、そして時間がたって、そして女性が電光石火で上半身裸になったということやってます。

それで、その時にですね、もう台湾は結構、夜でも二十七、八度。非常に11月といっても気温が高いですから、カッター1枚ということでした。それで、戒屋証人の場合は、ジャケットとかなんでなかなか脱げなかったという。そして市長の場合はカッターですからボタンですよ。ボタンをなかなか女性が外すちゅうのは難しいと思うんですよ。それで、その時に、女性がボタン外したんか、それとも、市長がそういうふうに対応したんか。その辺見ておられたかどうかその辺確認します。

○委員長（安富法明君） 戒屋証人。

○証人（戒屋昭彦君） はい、私は市長のそういったかたちっていうか、見ておりません。ただ私は、自分がファスナー下げられるのに自分が拒否するので一所懸命で、あと見たときはもう先ほど言いましたように、脱いでおられた状況ですから、私は女性が脱がしたとか、本人のそれははっきり言ってわかりません。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。

時間もですね、1時間を超えてきております。委員の皆さん御意見がないようでしたら以上で終わりたいと思うんですが、

ないようであれば、以上で戒屋昭彦君に対する尋問は一応終了いたしました。長時間ありがとうございました。

再尋問の場合もあるかと思いますので控室で待機をお願いいたします。よろしく

お願いします。お疲れでございました。退室をお願いします。

この際準備のため、午後2時45分まで休憩をいたします。

午後2時33分休憩

午後2時46分再開

○委員長（安富法明君） 休憩前に続き、委員会を開きます。

次に、徳並伍朗証人の入室を求めます。

〔徳並伍朗証人 入室〕

○委員長（安富法明君） これより、徳並伍朗証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことといたします。

まず、あなたは徳並伍朗君ですか。

○証人（徳並伍朗君） はい。

○委員長（安富法明君） 住所、職業、生年月日をお述べください。

○証人（徳並伍朗君） 於福町上4172の2、石材加工業の社長をやっております。
昭和21年5月19生まれ。

○委員長（安富法明君） はい。それでは、私から総括的な尋問として、11月4日に台北市内のホテルにチェックインしたのち、一旦外出しホテルに戻り就寝するまでの間の行動の概略について証言を求めます。徳並伍朗君。

○証人（徳並伍朗君） 野柳から台北まで約1時間ぐらい時間がかかるわけですが、そのときに、戎屋君と一緒に飲みに行こうじゃないかなということでホテルに着きました。

私がホテルの下で会おうということで、一番最初に寄ったと思いますが、ホテルの前におりました。そして、戎屋君が出てきて、あと市長が出てきたんですが、市長が、「飲みに行くんですか」ということで、「一緒に行きましょう」ということで、一緒に行くことになったんですが、市長と——あとで話しますが、友達というような者が出てきまして、私はちょっとこう彼らと話を——遠く離れていたんで、何を話したかわかりませんが、行こうと——飲みに行こうということになりました。

それで、私と戎屋君が後ろをついて行ったんですが、後にわかったんですが、ポン引きだということがわかったんですが、市長は大分前をですね、もう二、三十

メーター前をずっと歩いて、一緒に飲みに行くのに、なぜ離れていくんかなというふうに、終始店に着くまでそういう状況でした。

もうとにかく最初はですね、二、三分のところで飲み屋があったわけですが、そこには行かなかったもので、「もう帰ろうや帰ろうや」と、2回ぐらい止まって言いましたが、「もうちょっと、もうちょっと」ということで、最終的には15分ぐらい歩いて、カラオケ屋というんですか、エレベーターで上がって、カラオケ屋に着いたんですが、全くのカラオケ道具があって、ソファがあったと。そこで、三、四十分ぐらいおったというふうに思いますが。そして、それを終わった後、下においたら、また、そのポン引きの兄ちゃんがおって、「二、三十分ぐらい早いよ」ということを言いました。何かなというふうに、何でそう言うんかなと思っておったんですが。

それから帰って——ホテルに私は帰りました。そして、えらいということで、ロビーにゆっくり座って、ゆっくりしておって、それからまた、最後部屋に——戎屋君と近くのコンビニで、「ワインを1本買おうや」と。買ってですね、2人で飲んだというのが大体のあらすじでございます。

○委員長（安富法明君） それでは、委員の皆様から発言をお願いいたしますが——ちょっと待ってください。御存じのようにですね、徳並証人、ちょっと耳のほうが難聴ぎみでございますので、そのことを御理解の上、質問される場合にはお願いをいたします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 徳並証人お疲れさまです。

今委員長のほうから少しお耳が不自由だということで、聞こえますかね。私の今言ってることが。聞こえます。

○証人（徳並伍朗君） 聞こえます。もうちょっと大きな声がええけど。

○委員（竹岡昌治君） ありがとうございます。いや私も実は難聴ですから、大きな声でしゃべらせていただきます。

今徳並証人がおっしゃったカラオケ、終始一貫市長が先に歩かれたということで、そのことはお聞きしようと思ったら、今説明がありましたんで省略させていただきます。そうしますと市長と、いわゆるポン引きの方との話は、一応距離があったということで、聞こえなかったということによろしゅうございますかね。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 全く聞こえておりません。20メートルか30メートルです。ただ「帰ろうや」というのは、私は大きな声で言ったわけでありまして。そうすると、何か向こうは、「もうちょっと、もうちょっと」と言うのでついて行ったということでありまして。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますと、カラオケ店に入られたときに、いわゆる1時間が3,000台湾ドルということなんですが、それお聞きになったときに、一般的なカラオケとすれば、ちょっと多額な金額に聞こえるわけですが、そのときに何も感じ——高いというふうに思われたかどうか。

それから、その代金を誰が支払ったのかお尋ねをしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） カラオケは全く普通のカラオケ道具があつて、ソファがあつたということで、全く——日本でいうカラオケ屋と全く同じであります。

我々着いた時に、皆さん部屋に入りました。それで幾らかということで、戎屋君が聞いたというふうに思っておりますが、3,000元だったと。日本円でいう一万四、五千ぐらい。まあ高いなと思ったんですが。その時にまあ高いですね、普通カラオケ屋で。しかし、僕は飲み放題だということで飲んべえございますから、飲み放題だということでありますからおったんですが、戎屋君が「高い」と言ったものですから、市長が「私がカードで払う」というふうに言ったんです。私もですが、「それはいけんと」、「あんたが払う——払わせる必要ない」と。「わしらが払う」ということで払って——3,000元、払って座ったということでありまして。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そのカラオケ店は、まず今、入られた瞬間的には、普通のカラオケだったところおっしゃってるんですが、問題は、11月の29日の記者会見で、いろんな話が出て、徳並証人はお酒を召されるほうですからわかりませんが、わかる範囲で結構ですが、女性が何人その店に来られたのか。あるいは、最初から女性がおられたのか。その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 3,000元払いまして座りました。そしたら、女の子が5人ぐらい入ってきたわけですね。それから一緒にカラオケ歌うんかなということ

で——日本語の分かる人ということで言ったら、2人ほど——女の子5人のうちの2人おられた。そしたら西岡君が、あんたこれ、あんたこれということで、西岡君の指示で、女の子がへりに来ました。それで、もう1人今おらなかったもので、次（聞きとり不可）だということで、また四、五人来たときに、また、日本語が話せる女の子はということで言ったら、市長が、それならあんたは戎屋君のへりに座れということで座ったわけであります。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますとですね、会見では、市長はカラオケは歌ってないということだったんですが、そのことが——市長が歌わなかったかどうかということと、徳並証人は何曲ぐらい歌われたかお尋ねをしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） カラオケ屋でございますからカラオケを歌います。戎屋君も私も市長も歌いました。私は北国の春を歌ったんですが、これはまあとにかくですね、ランダムに出でくるわけでありますから、自分が言うたっていう——これを歌いたいっていうんじゃないくて、どうと出てきたもんですから、北国の春なら歌えるがということで歌いました。3人とも歌っております。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますと、もう一つは、会見のときもありましたように、女性が上半身いわゆる半裸の状態で、膝に足をかけた。あるいは乗ったという話があるんですが、その辺の状況について、もう少し詳しく御説明願いたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 大体3人が歌ったあとちょっと時間があつた——歌い終わってですね。そしたら当然ですね、女の子が服を脱ぎだした。ほとんどパンツ1枚で全部脱いだ。あっちゅう間に。そして、へりに座ってきた。

それで、私のこと言うとあれですけど、わしやあもう嫌いじゃから、とにかく触るなど。っていうのは、もう全部、服をみな女の子が脱がせるような形にしておったんですが、わしはとにかく嫌いじゃから——きつく言ったんですね。そうすると、全然女の子が手を出さなかったわけであります。あっちゅう間に市長は上を脱ぎました。上全部。それから戎屋君は何かこう「やめ」とか何とかこう言う——そりゃあまあすぐへりですからわかるわけです。「やめ」て言うておったんですが。そ

れから、まあ大体二、三分か四、五分。時計は持っておりませんが、二、三分か四、五分はおったというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますと、これまた放送される時困るなと思うんですが、パンティー丁ということになりますと、半裸どころじゃなくって、全裸に近いような女性と私は思うんですね。その女性が、徳並証人の膝の上に乗ったんですか、乗せたんですか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 先ほど言いましたけど私はきつく言ったもんですから、全然——もちろん乗ってもおりませんし、それから上着も全然そのまま着たままです。人のことは言いません。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 人のことは言いませんじゃなくて聞きたいんです。

そのとき市長の状態はどうだったか、お聞きしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 市長は、上着を脱いで、両膝の上に抱っこしておりました。正面向いて。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 放送できるかできんか、わからんような御回答なんです。膝の上に抱っこしちよつたと。しかも、市長は裸だったと、上半身裸だったと。

そこでお尋ねをしたいと思います。徳並証人は、脱ぐことを拒否された。脱ぐために——私も思うんですが、拒否をしたら、もう脱がすことできなかったということだと思いませんか。そのとおりですか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 私は、ああいうところで遊ぶというのはあまり好きではございませんので、全くもうきつくいっぺん言うたもんですから、女の子びびって、全く手を出さなかったと。全く膝の上にも乗せてもおりませんし、全くタッチはしておりません。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） よくわかりました。そうしますと、これは、私も思うんです

が、脱ぐ意思がなかったら脱がれんということもあろうと思うんですが。

そこでですね、皆さん方が、カラオケの店を出られたときに、案内された——俗に言うポン引きですよ。もうきれいな言葉やめます。ポン引きが待っておられた。しかも、何と出方が早いねとかいうのがあったんですが、そのときに、徳並証人の対応なんですね。そのポン引きに対して、どういう対応されたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 私は、その日は、ポン引きとも1回も話をしたことはございません。全く。カラオケをおりた時に——これ私と戎屋君が先に立ったんですが、おりようと——いややめようと、帰ろうと。立っておりた時に、ポン引きが、何か、20分か30分ぐらい早いと。何か慌てて。何かな、なぜなんかなという疑問は持ちました。ポン引きやったら、店屋を紹介すれば終わりですからね。だから、その次は何かあるんじゃないかなというふうな感じをしたわけであります。

○証人（徳並伍朗君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） もう一つ、会見の中では、女性が一晚5,000台湾ドルという話がありました。

徳並証人が、そのことはポン引きと話をしたり、あるいは御存じだったかどうかお尋ねしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） ちょっと今よく聞こえなかったんですが、私は終始ですね、ポン引きとわかったのは、戎屋君が最初ホテルの前から出まして、二、三分ぐらい歩いたんですね。それで、戎屋君が、「どうも徳並さん、あれはポン引きらしいで」って。それまでは、私は市長の友達ぐらいに思うておったんですね。そしたら——それですね、何これまずいなど。市長というのは大体外国に行っても、国内でもそうですが、大体市役所の職員がついて歩くのが普通なんです。それでポン引きということを聞いたもんですから、すぐ「局長の綿谷君に電話せ」と、そして「呼べ」と。そしたら、綿谷君に二、三回電話したそう——戎屋君が電話したそうなんですけれど出なかったということで、市長はどんどん先に行くし、僕たちは、市長に何かあっちゃいけないということで、とにかくついて行ったという状況なんです。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） はい、ありがとうございます。もう1回お尋ねをしたいと思っています。

これはですね、どういうことかと申しますと、11月の29日記者会見後、はっきり申し上げます。固有名詞を出したらいけんとおっしゃるんなら言いませんが、一部の議員さん、それから先ほどよもぎの会と申し上げました。そのメンバーの方たちが——いいですか。徳並議員と戎屋議員がはめたんだと、こういう噂が出てるんです。ネット上では、その裏を——絵を書いたのは私だってなってるんです。

ちょっと名誉のためにお尋ねします。ここは、徳並議員100条委員会ですから、嘘をつかないようにお願いしたいと思うんですが。本当に、あなた方は市長をはめるつもりで連れて行かれたんですか。それともついて行ったんですか。そこをお尋ねしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 質問の内容は、今回の件にかかわるものであることはよくわかりますが、直接——本日の証人喚問にはですね、やっぱりそぐわないんじゃないかという今判断なんです。またの機会っていいですか、今後の展開の中でですね、考えていただけたらというふうな思いがありますが、いかがですか。

○委員（竹岡昌治君） 委員長の忠告に従いましょう。また、別の機会で話を聞かせていただきたいと思います。

それではちょっと話題を変えまして、今度はホテルのところでお尋ねをしたいと思いますが、ホテルのセキュリティについてお尋ねをしたいと思うんですね。どのようなセキュリティというのはあるホテルだったか。

例えば、エレベーター乗るとき、どういうふうな乗り方をしないといけないのか。あるいは、3階から4階に行く場合にはどうしたらいいのかと、それぞれホテルによってセキュリティ違うんですね。最近のホテルは非常に厳しくなっておりますが、私たちは状況わかりません。どういうセキュリティなのか御説明をいただきたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 私も、最初ホテルに——エレベーターですから、ぱっと押すわけですが、当日は私は7階におったんですけれど、押しても全然灯が点かない、7階の灯が。おかしいなと思って、そうじゃここに、別にカードやろうと、普通の

カードキーの——ホテルの部屋のカードキーのようなもんがある。それでこうやったんですが。ただ7階——とにかくただ8階なら8階、7階なら7階まで、それまでしか上がれないんです。途中でもだめなんです。それだけです。非常に便利がいいというか、もうそれかざせばそこだけ上がっていく。おりる時には、自由におられるわけでありますが、そういうふうになっております。だから、とにかくそういうことです。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 質問を変えます。

先ほどの質問で、はめられたはめたの話をしましたが、やはり今回、議員がはめたんじゃないか、あるいはとめることができなかったんかということが言われております。

私もそのとおりだと思うんですが、ホテルのロビーで、市長とお連れの女性。その辺の状況を、もう少し詳しくちょっと説明いただければなと思うんですが。

併せて、なぜロビーにおられたのか。その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） これは帰るときのことから話をしなくてはいけないというふうに思っておりますが、先ほど言いましたように、ポン引きが20分あるとか30分あるとかということで慌てておったと。で、次に何かあるかなということで私は個人的に感じました。

それで、ずっと（聞きとり不可）はもちろん、市長とポン引きはずっと前に、もう何十メートルも前に。もういつペン通った——全部じゃありませんけども、ホテルに近づくと、もう通った道ですからぱっとわかるわけでありましたが。それで、私と戎屋君はいつも一緒におったんですが、もう大体道がわかったからですね、「もう全然戎屋君わかったよ」と。そして、私はタバコを吸いながらゆっくり帰って行ったんです。

それで、本当ゆっくり帰りました。それで、コンビニの前に行ったときに、西岡市長とポン引きと、そして、四、五人おった女の子が話をしておりました。そして、わしはその前をずっとそのまま通り過ぎて、それで、戎屋君が玄関のところに待っておってくれたんで、一緒に入って、「ああ、えらい」と言って、入って右側のロビー、大分距離が離れているんですけど、そのロビーに座ってゆっくりと、「え

らい目におうたのう、きょうは大変じゃったのう」という話。これは野柳の話からですね、先ほど言われたカラオケバーの話をずっとしてありました——しておったわけであります。

それからですね——言いますか、先に。それから、まあ、いつきたったですね。私は時計は持っておりませんが、15分か20分くらいたちました。そしたら、市長が帰って来た。そしたら、ぱっと見たら女の子がおる。女の子といっても、逆にホテルのお客さんかも知れませんし、勝手にどんどん、あんたどうのっていうわけにもいきません。じっと見ちよったら、市長がホテルにカードキーを取りに行ったんじゃないと思う。カードキーを。そして、エレベーターに乗ったら、女の子もずっと乗って、そして上ったと。それら、またずっと私たちは、ロビーにいました。ずっと長く。

そして、ついですから言いますが、またコンビニに行って、「ちょっとワインでも買って飲もうや」ということで、戎屋君の部屋で——同じ階ですけど、同じ階なんですけど、飲ませていただきました。そして、寝たということです。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） これ最後の質問にします。

まずですね、徳並証人は、ポン引きとは直接話をしなかったと、こういうことなんです。実は言い方悪いんですが、そんないかがわしい店に案内された、そのポン引きに対して、市長は終始一貫一緒に歩かれたという今お話だったんですが。ポン引きが待ってた時に、何か例えば、とんでもない道案内したのうとか、そういうことはお聞きになったか、ならんかで結構です。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） それは聞いておりません。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかに。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

徳並証人さんは、過去に大分台湾に行かれたと思いますけど、公私ともでどのくらい回数行っておられますでしょうか。公私ともで、台湾の訪問回数、どのくらいでございますか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 台湾は若い時から言えば、20回ぐらい行ってると思います。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） わかりました。かなりな回数ということで。じゃあ、台湾のカラオケの事情というのは大体わかっておられましたか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 実は、私はカラオケってのは好きなほうじゃございませんので、国内でもそんなに行ったことはありません。ましてや、台湾でカラオケ行ったの初めてです。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） わかりました。カラオケに入られたとき、3,000台湾ドルを支払われたということで、これは私らも聞いてびっくりしたんですけど、少し高いんじゃないかということで思われたと思いますけど、そのとき、これは何かあるのかなというふうな思いはされましたでしょうか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 当日は野柳で交歓会がありましたけど、そんなに飲んでなかったということ。それから、帰りしな、戎屋君と私、「今晚飲もうや」といった状況でありますので、そんなに飲んでいなかったということであります。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

市長と飲みに行くという打ち合わせは、どこでされましたですか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 市長と飲みに行くという打ち合わせは、一切しておりません。

○委員長（安富法明君） 挙手の上に発言をお願いします。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 質問が悪かったようですが、飲みに行くという合意はどこでされましたですか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） ホテルの玄関口といいますか、そこで、「徳並さん飲みに行くんじゃろう、一緒に行こう」ということで、「行こう」ということを言いました。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） カラオケ店で支払いをするとき、市長はカードで払うというふうに言われたようですが、市長、財布からカードを出されたんでしょうか。見ら

れましたでしょうか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。ちょっと——ちょっと待ってください。秋枝委員は、今カードは誰が——誰がカードで支払うと言ったかっていうふうに言われたんですか。もう一度ちょっと正確にお願いします。

○委員（秋枝秀稔君） 言い方が悪うございました。カラオケ店の支払いはどういうふうに——経過ですね。初めから、個人個人で払われるようになっておったんでしょうか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 最初に私が言ったというふうに思っておりますが、3,000元ということで、戎屋君は高いというふうに言うたんですけれど、西岡市長は、「私が2名分払うから」と。カードは持っていたかどうか分かりませんが、払うからと言ったあとで、「いやそんな払うことない」と、「俺たちが払う」ということで、そこで払って座ったということであります。ですから、私たち個人がカードで払ったと言うたことはありません。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 皆さん3人、かなり酔っておられたと思います。で、カラオケ店の——。

○委員長（安富法明君） 秋枝委員、そういう問いかけは不適切だと思うんです。先ほどから証人は、あまり酔っておらん——飲んでおらんと言って言われてるのに、酔っておられると思いますがつて。だから先ほども言いましたように、そういう形が私は誘導尋問じゃないですかというふうな言い方をしたと思うんですが。心がけてください。

○委員（秋枝秀稔君） じゃ、言葉を変えます。カラオケ店のことをかなり詳しく話されましたが、市長は服装は——どんな服装をしておられましたでしょうか。

○委員長（安富法明君） 市長の服装。徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） あまりよくはしっかりと覚えてはおりませんが、白っぽいシャツを着ておったというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

先ほどの証言の中で、市長がエレベーターに乗られるときの様子を話されました。

市長がエレベーターに乗るとき、その時、女性がだーっと——右手を挙げてダーッと乗られたという証言がありました。

これを見て、女性が勝手に乗り込んできた、乗ってきたように感じを受けましたが、そのすきを見て乗ってきたってというような感じだったのでしょうか。

○委員長（安富法明君） 三好委員、それ、本人じゃないわけですから。

○委員（三好睦子君） 見られたと証言されたので。先ほど、エレベーターに市長が乗られる時に、女性がダーと乗って来た——ダーッと乗ってきたって言われました。そのときの感じは、女性がすきを見てぱっと入ったような感じだったのでしょうか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人わかりますか。大丈夫です。はい、徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 先ほど言いましたように、西岡市長は、ホテルでカードキーとったというふうに思っております。そして、それを上がる時、女の子が2メートルぐらいですね。ここから末永君ぐらい後ろにおった。そして、市長はすぐ左側のエレベーターに乗りました。そしたらすぐ、女性がそのあとすぐ。そのときに、私は前にもいっぺん言ったんですが、市長がエスコートしているような感じだったと。エレベーターの中見えるんですよ、僕らのところから。市長、戸を開けて手を差し伸べた。知らん人に手を差し伸べますか。ほかのお客やったら。こねえして、入る時に。それは見えたんです。間違いありません。ちょうど私たちのソファからよく見えるんです。エレベーターの中が。だから、エスコートしたというふうに私は言ったんです。間違いありません。

○委員長（安富法明君） ほかに。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 先ほどから徳並証人のお話をお聞きしまして、とても清廉潔白な方なんだなと私は思いました。

そこで質問ですが、一次会、野柳とのレセプション、どのくらい飲まれましたでしょうか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 先ほど言いましたけど、あと車の中で、戒屋君と飲もうと言うたぐらいであります。ましてや、このたび野柳はほとんどがビールでありました。

台湾ビールっていうのは、アルコール度数が3.5度ぐらいですから、それでたびたび乾杯するんですが、お腹が太って、なかなか飲めないということ。

そして、このたびは、そんなに野柳の相手のほうの関係の方々も、めちゃくちゃ

飲むという方ではなかったものですから、それほど飲んだということはありません。

それから、酔っていたということは、ほとんど完全に酔っていたということは——少しはアルコールですから飲みますけど、自分が忘れるほど飲んだということは、恐らく誰もないというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） カラオケ店ですけれども、市長はどのようにしてお金を払われたでしょうか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 市長は、我々が現金を出したものですから、市長も現金を出したんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） どのようにして支払ったかは、きちんと見ていらっしゃらないということですね。それでよろしいですか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 我々が3,000元出したものですから、恐らく市長も3,000元出されたんじゃないかなというふうに思っております。人の財布まで気にしませんから。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） カラオケ店に入られた後、おかしい店だということで、すぐ出られたという——すぐというか、十四、五分で出られたということですが、その時に出られた順番、その時にどなたか徳並証人に手をかして出られたか。1人で出られましたか、徳並証人は。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 3人一緒に手をつないで出ることはありませんからね。私が一番入口に近かったんですよ。ですから、先に私が出ました。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） じゃあ、1人で歩いて出られたと。徳並証人は。足が悪いと言われてましたので、戒屋議員か市長が手をかされたということはないわけですね。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） そりゃあ、立った時にはどうか知りませんが、あまり手を

もってやられたということはないというふうに思っております。とにかく早く出たいと、もう嫌やから。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 市長がホテルの部屋に入る際のエレベーター。エレベーターに乗るのを、一緒に女性が乗り込んだのを目撃されたとおっしゃいました。

それでは、部屋に女性が入るのは見られましたか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） エレベーターで行ったわけではありませんので、それは見ません。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、エレベーターを出た後の市長と女性の行動については、見ていないということですね。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） それは見ておりません。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 市長と女性がエレベーターに乗って、上に上がったのち、ロビーに何分かいらっしやったそうですが、その後、女性がおりてくるのを見られましたか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 女性が上がったので、戎屋君とたまげて、「おい、これ、どねえするか」と。それで、大体私の感覚では15分か20分ぐらい下に——ロビーにいました。ひょっとしたら、おりるかもしれんということで。

しかし、エレベーターの——エレベーターの——カードキーの使い方とすれば、もう、すぐおりるということになれば——すぐおりれば、必ずわかるわけでありますから。途中で止まることはできません。1階までおりるわけ。それは、15分か20分ぐらい——15分から20分ぐらいは、戎屋君と待っておったと思います。

それから、先ほど言いましたように、コンビニに行って、ワインを1本買ってまたすぐホテルに帰りました。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 部屋のカードキーですけれども、これはフロントに預けなけ

ればならなかったものなんですか。自分で持って出たらいけなかったんですか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） あなたも御存じだというふうに思っておりますが、カードキーを持とうが預けようが、どちらでもいいわけであります。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、その女性が宿泊客で、カードキーを自分が持っていたかもしれませんよね。これは済みません。誘導尋問になります。済みません。

そしたら最後に、11月5日の朝、翌日ですよ、4日の翌日。市長に、昨夜の行動について何かお話になりましたか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 特別に、市長にお話をしたことはないというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） ほかに。よろしいですか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、何点か質問してまいりたいと思います。もう先ほど来ですね、竹岡委員の尋問がありました。

それで、私も前回の戒屋議員のときも言いましたけれども、質問の内容をそういう形で私もしようと思いましたが、さすがにですね、放送禁止になるような、こういったことまで、私もそこまではなかなか質問ができんような質問されて、カラオケ店における有り様というものが明確になりました。徳並証人の証言によってですね。今後、その辺も踏まえて、偽証になれば、これが大きな問題ともなってきます。そういったことも踏まえながら、今後、この今——中で質問されていない徳並証人が、最初、戒屋議員がコンビニのところで先に、帰られたと。そして、ホテルに行かれたと。そして遅くなって、徳並証人がコンビニのどこまで来たと。そのときの——少しか話しておられませんから、その辺の状況に関して、もう少し詳しく御説明願えますか。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 帰る時に、大分道もわかってきたので、戒屋君も、これ真っすぐ行ったらコンビニがあるからということで、わかったということで、戒屋君もだいたい四、五十メートルぐらい先に、市長、まだ先におったというふうに思っております。それで、ずっと帰っておったん——ゆっくり帰っておったんですが、戒屋

君がどういうふうに、ポン引きから話をされたか知りませんが、私が通った時には、もう全くポン引きもコンビニから反対向いて、道側を向いて、それから市長もそっち側を向いて、女の子が道側におったと。それから、わしは結局は全然わからずというか、知らずに通ったんだろう。相手にわからんで通ったんであろうというふうに思っておりますから、全くその時でも、ポン引きからも声もかけられませんでしたし、全く我々が——私が誘導したとか何とかっていうことは考えられにくいですね。どう考えても。それだけは、はっきりと申し上げておきます。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） そこで徳並証人、たばこ吸って歩きが遅いということでありましたけれども、どうして一緒に帰ろうと思ったら帰れていたと思うんですね、戎屋議員と。なぜ一緒に帰ることにならなかったのか、それだけ離れてしまったのか、その辺のところを御説明願います。

○委員長（安富法明君） 戎屋議員と徳並さんが離れたということ。

○委員（岡山 隆君） その理由。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 先ほど言いましたが、戎屋君はたばこを吸いません。私はたばこを吸うわけでありまして。ですからたばこを吸うから、ゆっくり吸うからということで、戎屋君は先に帰ったということでありまして。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それで、戎屋議員がコンビニのところに帰ったときに、先ほど出てますけど、このポン引きのおじさんが来て、そして女性が五、六人ぱっと来たと。戎屋議員は、そんなの関係ないって言ってホテルに戻って行った。そして、今度は徳並証人が帰ってきたときに、そのときに西岡市長がおられて、その周りに女性がおったということではないんですか。

○委員長（安富法明君） 岡山委員、きょうの尋問には、ちょっと適さないんですよ。だから、ほかの人の証言者の証言をもとに、徳並さんに今——徳並証人に証言をこうじゃったんですかっていう証言を求めるのは、やはり、次回からにさせていただいたほうがいいんじゃないかと。

○委員（岡山 隆君） それで、もう一度お伺いしますが、一番遅くなって帰ってきた徳並証人が、コンビニのところで、市長の周りに女性が五、六人おられたとい

うことでいいんですね。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 先ほど、その状況を話をしたというふうに思っておりますが、コンビニのすぐ道の道路側で、ポン引きも待っておいりました。その向こう側に市長がおられました。市長も女性のほうを向いておって、やっぱりこれかなというふうには私は感じました。これは私の感じですよ。早く——時間が20分早いっていうのは、その段取りがあったからこそ、そうかなというふうに私は思いました。それはまあ人のことですからね。それで、帰ったわけでありす。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 基本的には、客観的事実に基づいて、しっかりと発言していかなくちゃならないと思っております。想定はいけないということでありすので、その辺は、しっかりと気をつけながら尋問をしてまいりたいと思ひます。

ということで、今後その辺については、今後の対応と思っておりますので、徳並証人に対する質問まだありますけど、もう確信の部分をお話されましたので、以上でこの尋問は終わりたいと思ひます。

以上です。

○委員長（安富法明君） ほかに。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 徳並証人、確認なんですけども、戎屋議員と徳並証人の階、何階かという——ホテルの階ですよ、泊まれた階。そして西岡市長の泊まれた階、部屋じゃないですよ。階は同じ階ですか。そこだけ。

○委員長（安富法明君） 徳並証人。

○証人（徳並伍朗君） 同じ階ではありますが、私と戎屋君は部屋は隣同士、西岡市長は、エレベーターから大分一番すぐの部屋で、そんなに近くもなかったんですが、一番遠くの部屋でありました。同じ階です。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかに、委員の方から尋問がございましたら。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） ないようでございます。

以上で、徳並伍朗君に対する尋問は一応終了いたしました。長時間ありがとうございました。

なお、再尋問の場合もあるかと思いますので、控室で待機をお願いいたします。
お疲れでございました。退室してください。

〔徳並伍朗証人 退室〕

○委員長（安富法明君） それではこの際、４時ちょうどまで休憩いたします。

午後３時３７分休憩

午後４時００分再開

○委員長（安富法明君） 休憩前に続き、委員会を開きます。

次に、西岡晃証人の入室を求めます。

〔西岡晃証人 入室〕

○委員長（安富法明君） これより西岡晃証人から証言を求めます。

まず、あなたは西岡晃君ですか。

○証人（西岡 晃君） はい、西岡晃です。

○委員長（安富法明君） 住所、職業、生年月日をお述べてください。

○証人（西岡 晃君） はい。美祢市伊佐町伊佐４８６０の１、ガーネット伊佐
２０７号。職業は美祢市長。生年月日は昭和４８年１２月２７日です。

○委員長（安富法明君） それでは、私から総括的な尋問として、１１月４日に台北市内のホテルにチェックインしたのち、一旦外出しホテルに戻り就寝するまでの間の行動の概略について、証言を求めます。西岡証人。

○証人（西岡 晃君） それでは、１１月４日の夜の行動について概略でございますけれども、御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

１１月４日、まずホテルチェックインというところですが、１１月４日に野柳地質公園との歓迎レセプションに出席をいたしまして、相当量お酒を飲みましたが、１時間程度かけて、そこから台北市内の宿泊するホテルに向かいました。時刻は、はっきりと正確な時刻は覚えておりませんが、９時３０分ごろだったというふうに記憶をしておりますが、ホテル到着後、チェックインをして――済みません。ホテル到着をしてバスからおりる時に、同行者の２人の市議会議員の方と、一緒に飲みに行こうというようなお話をさせていただきました。

そののち、ホテルにチェックインをして、身支度といたしますか、整えて、ホテルの玄関先でお二人と合流をして、そののち、お店を探しながら歩き始めたところ現

地の男性から声をかけられて、お店に連れて行っていただきました。

その中で、お店に連れて行かれたのが、カラオケというふうに書いておりまして、外見、そして中に入っても、そんなに怪しいとは思わないお店でございましたけれども、入店いたしまして個室に通されました。

初めに1人1時間3,000台湾ドルということで、各自それぞれ3,000台湾ドルを支払って——支払ったのち、少ししてから、3人の女性が入室をしました。

そののち、お酒の提供を受けてカラオケを歌い始め、1曲2曲と進むにつれて、2曲目だったというふうに記憶をしておりますが、女性が上半身裸になるというような行動に出られ、また膝の上とか横に座ったりとかいうような行為がございました。

そしてそののち、ここはちょっと危ない店だなという感じで、3人で退店をいたしました。

そののち退店したところで、先ほど現地の男性——先ほども店を案内していただいた現地の男性がおられ、その方に、「ホテルまで連れて帰ってくれ」というようなことを私のほうをお願いをし、連れて帰ってもらいました。

その帰り道15分間ぐらいのあいだでございましたけれども、その男性から、「女性はいらないか」というような話がございました。

私は「必要ない」というふうに断って、ホテルの前、40メートルか50メートル手前ぐらいにコンビニエンスストアがございましたので、そこに入り、後ろから歩いて来られた市議会議員のお二人を待ちながら、私もそこでお茶を買いながら待つておりました。

そうして姿が見えましたので、コンビニエンスストアを出て——出たところ、五、六人の女性に囲まれて——男性と五、六人の女性に囲まれて「どの子がかわいいか」とかいうような話をされたというふうに記憶をしております。そういった話の中——際——時に、両市会議員の方が、後ろから私を追い抜かれて行く時にも、男性からそのお二人の市会議員にも、「女性はどうだ」というようなお話をされていたというふうに思っております。

その後、市会議員の方が先にホテルに帰られて、私もいろいろ腕とかを掴まれたりしておったので、もう必要——そこで振り切って、ホテルのほうに歩いて帰りました。

玄関前で振り向くと1人の女性がおりました。そこで、どういうことか気づけばよかったんでしょうけれども、エレベーターの前まで行って、私がエレベーターを開けて中に入ったときに——中に入る前にですね、片言の日本語だったというふうに記憶しておりますけれども、「お見送り」と言ったのか、「おやすみ」と言ったのか、その辺はちょっとはっきり定かではございませんが、そういった言葉をかけられて、一緒にエレベーターの中に入ってこられたということがありました。

当然、私が泊まっている階で私はおりて、そのままホテルの——ホテルの部屋に入ったわけでございますけれども、誤解を招くような行為があったということは事実でございます。

以上が顛末でございます。

○委員長（安富法明君） それでは、委員の皆様からの発言を許可いたします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 大きく2点お聞きしたいと思います。

通常、出張中であろうと何であろうと、市長は公な方でありますので。まずですね、ホテルから出られるとき、随行の秘書の方に何も言わずに外出されたのか、何か出て行くよと言われたのか、それが1点。

それからですね、きょう午前中、11月29日の市長の記者会見をですね、約1時間ぐらいあったと思います。ビデオを見せていただきました。

そのときに、たくさんのマスコミの記者の方からいろんな質問されております。私たちが市長にお尋ねしたいことは、ほとんど記者の方がお聞きになっておりますので、あの記者会見の回答が——市長がこの100条委員会で間違いない、あるいは訂正する箇所があるのか。その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） まず、1点目の、ホテルから出るときに秘書のほうに何らかの連絡、または随行を依頼したかということでございますけれども、そこについては、秘書に対して私からは何も言わずに出たというのが実情でございます。

また、11月29日の記者会見において、ほぼ全てのマスコミの方から御質問いただきました。そのときにも申させていただきましたけれども、酔っておりましたので、断片的な記憶をつなぎ合わせながらお答えをさせていただいておりますので、多少の食い違いはあるかも知れませんが、大筋で記者会見で述べたことが全てだ

というふうに認識をしております。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今、多少の食い違いとおっしゃったんですが、どのところが食い違いがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（安富法明君） ちょっと委員長から申し上げますが、西岡証人は記者会見のビデオを再度、自分で確認をされたことあるんですか。西岡証人。

○証人（西岡 晃君） ビデオを見たということはございませんが、記録を読み返したことはあります。

○委員長（安富法明君） その上で、竹岡委員の質問に――西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 今、竹岡委員が言われる多少というのはどこの部分かということでございますけれども、お2人の議員の証言が、どういった証言をされているかわかりませんが、その中で、もしかしたら、多少の食い違いがあるかもわからないということを申し上げたところでございます。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） この委員会は100条なんですね。したがって、午後、きちんと宣誓されたと思うんですね。したがって、今お二方の議員さんにも、しっかり聞かせていただきました。

私が申し上げたのは、記者会見で、相当の……市長はもう質問に対してお答えになっていらっしゃるんで、重複するからもうこれ以上聞くことはないというふうに思ったからですね、事実かどうか、この100条の中で、いやそう言われても、多少ほかの議員さん方の証言によつては食い違いがありますよって、そんなね、話は私はおかしいと思うんですよね。信念持って、この100条委員会に対して記者会見は事実であったか、あるいは虚偽なところがあるのか、それをお尋ねしただけです。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 記者会見で申し述べたのは、私が記憶している限りの事実を申し上げました。

以上でございます。

○委員長（安富法明君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） それでは、いろんなマスコミの皆さん方も質問されておしま

すし、午前中しっかり見させていただきました。

そして、今市長のほうからも、この100条委員会の中で、記者会見においては、答弁したのは真実だとおっしゃったんで、これ以上の質問は終わります。

○委員長（安富法明君） ほかにございますか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 午前中の市長の記者会見を見させていただきました。

まず、カラオケに行かれましたですね。そして、今これ見ますと、3人が入室をしてこられたというふうに言っておられるんですね。これは女性ですね。この女性は3人だけだったんですか、その確認をさせてください。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 私は3人というふうに記憶しております。

以上でございます。

○委員長（安富法明君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） そして、ホテルの近くのコンビニに入られたと。そして、そのコンビニの中で、後ろから歩いて来られる——来られる同行者ですね、2人を待ちましたと。

そして、姿が見えたのでコンビニからも出たというふうに言われましたよね。

ということは、コンビニの外で、3人が会われたということによろしいですか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 私が男性につかまっている最中に通り過ぎられたというふうに記憶しております。

○委員長（安富法明君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） もう1点ほど、市長の泊まれたホテルは何階に泊まられましたか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） はっきりと覚えておりません。

○委員長（安富法明君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） ホテルに帰られた時に、フロントに寄っておられますよね。なぜそこでフロントに寄られました。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） フロントに寄った記憶はございません。

○委員長（安富法明君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） フロントに寄った記憶もない。そして、今、どこに泊まったかもわからないという理解でよろしいですか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） ホテルの階数は7階か8階だというふうに思っておりますけれども、はっきりとした階数を今覚えておりませんので、先ほどの回答とさせていただきます。

○委員長（安富法明君） ほかに。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、西岡晃氏を尋問してまいりたいと思います。

先ほどの、説明でありましたけど、野柳地質公園で懇親会があって、そして、台北市のホテルに戻ってくるわけでありましてけれども、お酒を相当量飲んだと言われましたが、どの程度飲まれたか。その辺を覚えておれば説明願います。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 野柳の地質公園での歓迎レセプションでは、約2時間少しのレセプションだったというふうに覚えておりますけれども、瓶ビールを合算したら約10本以上、日本酒を5合以上、紹興酒を5合以上は飲んでいるというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） その辺については、同行の議員もまたお尋ねせんにやいけんところです。

それで、また今度は台北に帰って、ホテルから議員と一緒に出られた時に、先ほどもありましたポン引きの——らしきおじさんが来て、そして、どちらかという議員2人よりも積極的に前のほうに、ずっとずっと歩いて行った。議員のほうも遠いと、そういうこともちょっとありましたけど、いずれにしてもカラオケに行くまでに先頭切って行かれたということよろしいでしょうか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 確かに、私が現地の男性と一緒に前のほうを歩いて行ったのは事実です。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） その現地の男性に関しましては、同行の者がポン引きじゃな

いかと疑ったらしいですけど、西岡証人のほうは、普通のただ……おじさん、そういう感覚であったのでしょうか。その辺どのように思われましたか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 普通に、私たちが泊まっていたホテルのすぐ——少し離れたところで声をかけられましたので、その周りには、何も飲み屋街というようなのがなかったので、そういった認識ではございませんでした。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いずれにしても、その男性がカラオケまで案内し、そして危ないということで出て行かれて、そしてコンビニまでその同じ男性がおって、その男性から女性五、六人来てから、そして、この中から選べとか、そういうことを言われたのでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 委員がおっしゃるとおり、その男性からコンビニの前でそういうふうな声をかけられました。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。岡山委員どうぞ。

○委員（岡山 隆君） 普通ですね、会見でもありましたけど、部屋まで見送って、エレベーター乗って——ホテルに入ってエレベーター乗って、部屋の前まで送って見送って、「お疲れさん」か「ありがとう」と言ってですね、別れたと言われておりますけれども、普通、一般的に考えてみて、部屋に入ってからどうこうじゃなくてですね、非常に危険な状態、もう疑われても仕方がないような、そういった客観的なそういった事実から見て、市長としてこれはいけんという、そういった認識にならなかったのか、この辺について伺います。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） エレベーターに乗ってくるまで、何でこの女性が乗ってきたのかということも含め、私の中で不思議な思いはしておりましたけれども、当然エレベーターをおりて、部屋には自分で1人で入りましたので、そういったやましい行動をとったという事実はございません。

○委員長（安富法明君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いずれにしてもですね、部屋に入ったかどうかということをお私は言ってるわけじゃないです。実際防犯カメラがあるかどうかわかりません。あ

ったとしても、部屋に入ったとしてもですね、一日中オセロをしちよったと言え、
わかんないことなんです。

それですね、入ったかどうかじゃなくて、私は、かたち上一緒になって、この
エレベーター乗って、ちょっと……そういった面ですね、部屋の前でいくら「お
疲れさん」とか「おやすみ」とか言ってもですね、それはもう軽率な行動であり、
皆からやっぱし、いろんな、疑われてもですね、仕方ないような、私は状況、行動、
こういった客観的な、こういった事実を見ていけば、疑われても仕方ない、今……

○委員長（安富法明君） 岡山委員、あのう、ちょっと演説調になっておりますが。

○委員（岡山 隆君） ちょっと言い過ぎました。ごめんなさい、ごめんなさい、ご
めんなさい。はい。だから今もう答えがありまして、何もないということでありま
したので、その辺については今後、7階からおりてくるまでの時間なんかもですね、
女性が、大体、別れてから、ホテルにエレベーター乗って入って、そしておりるま
で、何分ぐらいで下までおりるという判断をされますでしょうか。

○委員長（安富法明君） はい、西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 岡山委員が言われました部屋の前で「お疲れさま」とか「あ
りがとう」という言葉をかけたとかかけられたというような事実はございません。

エレベーターに入る前、上がる前に、「お見送り」みたいな片言の日本語だった
か現地の言葉だったかっていうのはよく理解できてませんけれども、そういった言
葉をかけられて、そのまま何も言葉を交わすこともなく、エレベーターをおりたと
いうことで、エレベーターをおりて部屋に入りましたので、その後の女性がどうい
った行動をとったかということまでは、私はわかりません。

以上でございます。

○委員長（安富法明君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いずれにしても宿泊する、市長の部屋の近くまで来たという
ことでよろしいでしょうか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 部屋の近くまでというのがどこまで近いとかいうことではご
ざいせんけれども、エレベーターをおりたときにはすぐにホテルの部屋に入っ
ておりますので、どこまで近くまできたかというところまでは、私は確認をしており
ません。

○委員長（安富法明君） 秋山——竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私は、実はお酒飲まないんで、よくわかりません。いわゆる市長は飲んでおったから自分が泊まった階数もわからない。部屋番号もわからないって言いながらですね、女性とのやりとりについては詳しく覚えておられるんですね。私一生に1回だけ、覚えてないことがあるんです。たった赤ワインを一本飲んだためにですね、ひっくり返っちゃって。で、それは全く覚えてないんです。覚えてないときは何にも。ですが、都合のいいところは覚えちゃって都合の悪いところは忘れちよる。だからさっき僕は秘書のことを聞いたんですが、市長、泊まられた部屋番号もわからないというような、今回の訪問団だったんですかね。

私はお酒を飲まんからわからんのですが、今の話聞いてると、都合のいいところは覚えておられて、都合悪くなったところは何か、記憶にございません。聞いたような言い方じゃけど。もう1回お尋ねします。市長は泊まられた部屋番号は何番なんですか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） その当日は覚えていたということで部屋に戻ったものだというふうに覚えておりますけれども、先ほど申しましたが、あれから1カ月以上たっておりますので、多分7階だったか、8階だったか、はっきりしませんので、覚えていないというふうにお答えをさせていただきました。

○委員長（安富法明君） はい、秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） そもそも、お見送りをしていただいた女性、そういう女性は、どういう女性なんです。そういう、何をしようとしてホテルまでついてこられたんですか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） わかりません。

○委員長（安富法明君） ほかにございますか。よろしいですか。はい、猶野委員。

○委員（猶野智和君） はい。では西岡証人に質問させていただきます。

2人の議員——同行議員と一緒に3名でカラオケ店に行かれたと。そのときに行かれた形はそういう客引きの方と市長が前方歩かれて、議員が後ろについて行かれたということで先ほどお話がございました。

行きはともかくとして、そのカラオケでの一件があったということで、多分、

帰りがけには普通考えると、その客引きに対しての印象は最悪になっているはずだと思います。

しかしながら、西岡証人、記者会見などと言われてますが、帰りもやはり、その客引きとお2人で、前方を歩かれ、そのあとにほかの議員がついていかれたという同じような図式になっております。

カラオケでの一件があればですね、普通考えればろくでもない人間がつきまとってという形になると思います。

実際、私なら、異国——外国ですからね。日本ならともかく、外国でそういう状況になったら怖い。怖いです。普通、そういう状況になればですね、私なら、その時考えたらとる方法は2つ。1つは、同行議員と引っ付く。3人団子になって行動する。もう1つ考えるのは、その2人とも歩きたくなければタクシー使えばいいですよ。けど、西岡証人はその2つとも選ばずに、先ほどの最悪な印象のはずの方と一緒に歩かれた。

その帰っていくときの西岡証人のお気持ち、ちょっとお聞かせください。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） お店から出た後に、まあ、現地の男性と再度帰りを一緒にしたということでございますけれども、当然ホテルの近くからカラオケまで、道順がよくわからない暗いところを通って行ったので、帰り道がわからないということがございました。そして日本語もその男性の方がすごく堪能でございました。ホテルまで帰りたいから連れて帰ってほしいというようなお願いをしたところでございます。

また、もう2人の市議と行動を共にしなかったのかということですが、初めは4人で歩いておりましたけれども、だんだん距離が離れていって最終的には100メートル近いぐらい離れたんじゃないかなというふうに思っております。

タクシーをなぜ使わなかったかという、持ち合わせの現金が私はなかったというところでございます。

以上です。

○委員長（安富法明君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 客観的に考えれば、そういう状況で単独行動とればつけ込まれる。そういう客引きですよ。そうなってつけ込まれて、つきまとわれるのは普

通考えれば想像つくと思います。

西岡証人は、今おっしゃった理由でということなんでしょうが、ホテルの前まで戻ってきたあたりで、先ほどおっしゃいましたが、玄関前で女性に気づかれたと。ホテルの中に——ロビー入られたら、一緒に入ってきたということですね。

もう先ほど、私怖いといえますか、ここまできるともう……本当、ホラーといえますか、どうしたらいいんだというような状況になると思います。

ホテルのロビーには、当然、フロントですとか、ベルボーイ、門番など、いると思いますが、こういうホテルマンに助けを求めた、SOSなど出されたかどうか教えてください。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 記憶は定かでございませんが、門番やベルボーイといったホテルの方は、私が覚えてる限りおられなかったということでございます。

○委員長（安富法明君） よろしいですか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 西岡証人、本当におられなかったということでよろしいんですね。誰も——ロビーに誰も従業員が居なかったということでよろしいですね。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 私が見てる範囲といえますか、記憶にある中では、誰もおられなかったというふうに覚えております。

○委員長（安富法明君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 西岡証人、大分怖い思いをされたと思います。当然、そういう思いがあればですね、次の日でも結構ですから、市の担当者か誰かに、このことを御報告されましたか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 別に何も起きておりませんし、何もしておりませんので、どなたにもお話をしておりません。

○委員長（安富法明君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 状況を客観的に考えていくと、かなりの大ごとだったと思います。それこそ誰も横についてなくて、明らかにそういう夜の商売の方につきまわれ、もしかすると向こうの危ない社会の人とつながっているかもしれない。怖いんですよね。そこを首長の方が、ずっとそういうつきまといをされたと。そのあたり

を全く随行の職員にも、とにかく一緒に行った者には誰にもしゃべってないということですね。そういうことってあり得るのでしょうか。もう一度お聞かせください。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 先ほど申しましたが、危ない目とかいうふうなことを感じませんでしたので、誰にも、このことについては話をしておりません。

○委員長（安富法明君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 危ない目とは全く感じなかったと言われましたが、いろいろところで——カラオケ店でも非常に苦痛というか、嫌な思いもされて。帰りがけでも、いろいろ腕を掴まれたとか、5,000元ですか。そういうようなお話とかもどうもされてたようですが。これの中で、全く危険な思いを感じなかったというのは全く不思議な思いがあるんですが、多少なりとも感じられたんじゃないですか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 特に、そのようなことは感じておらなかったということでございます。

○委員長（安富法明君） はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、市長にお尋ねします。

同行した2人の徳並議員、戎屋議員とは常日ごろ親しい間柄だったのでしょうか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 徳並議員とは議員時代から長いお付き合いでございますので、何度かはお酒の席を共にしたということはございます。

戎屋議員においては、個人的にお酒を飲みに行ったということはございませんが、会合とか、また、美祢の街の飲み屋さんで今まで2回ほど会ったことがあるというぐらいの、夜のつき合いはその程度でございます。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） なぜこの2人の市議と一緒に二次会に行かれたのか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 先ほども申しましたが、戎屋議員とはほとんど会話をすることがございませんでしたので、台湾出張の夜のいい機会だと思って腹を割ってお話しできたかなという思いがあったというふうに思っております。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 市長になって何回目の台湾訪問でしょうか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 今回で2回目です。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 昨年も二次会に行かれたか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 台湾に昨年じゃなくて一昨年に行っておりますが、そのときは二次会には出席とか、二次会での会合等は行っておりませんので行っておりません。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは台湾のカラオケ店に行かれたことはありますか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 5年前か6年前——年数がちょっとはっきり記憶をしておりませんけれども、私が市議をしているときに台中だったと思いますが、ランタンの催しがありました。そのときに、ランタンが終わってから食事をしてホテルから、その当時、徳並議員ともう1人の職員と3人で台中のカラオケ店に行ったことがございます。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） そのときのカラオケ店は、このたび行かれたようなカラオケ店だったのでしょうか。

○委員長（安富法明君） 西岡証人。

○証人（西岡 晃君） 台中でのカラオケ店は、日本でいういわばスナックのようなお店で、カラオケを歌いながらお酒を飲んで、女性とお話をする程度のものだというふうに思っておりますし、そういった店でございました。

○委員長（安富法明君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） カラオケ店に行ったときに、市長は、カードを持って行かれたか。カードで支払うというふうな話をされたというのを前の2人の方は言われておりますが……（発言する者あり）済みません失礼しました。それはもう訂正します。

○委員長（安富法明君） カードを持っておられたかどうかをお聞きになられるんで

すか。

○委員（山中佳子君）　そうです。

○委員長（安富法明君）　西岡証人。

○証人（西岡　晃君）　今回、11月の2日から11月の5日までのあいだに、11月2日、桃園空港で2万円ほど台湾ドルに両替したのち、キャリーバッグを受け取ってからは、財布を11月の5日までキャリーバッグの中にずっと入れておりましたので、当然カードも持ち歩いておりません。

○委員長（安富法明君）　よろしいですか。はい、ほかに。尋問はよろしいですか。よろしいですね。はい。何か。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　ちょっと委員会の運びについて、ちょっとお尋ねしてもいいかどうかなんですが、私冒頭にですね、市長に記者会見された——いわゆるいろんな質問に対してお答えをいただいております。

そのことについて間違いないかと、この委員会で確認をとりましたら、間違いないとおっしゃったんですが、きょうの発言のちょっと食い違いがあったりするんですが、このまたあれですか、どこかで、もっと市長の考えなり、そうしたものをお聞きする機会はあるわけでありますか。

○委員長（安富法明君）　はい、委員長として、お答えをしなければならないと思うんですが、今後の委員会の進め方でございますが、当然、委員の皆さんと協議をしていかなければなりません。

さらに、本日証言をいただきました3名の方、それぞれ内容的にはですね、食い違いがある部分も、現実にはあろうかと、詰めていかなければならない部分もあります。

ただ、この委員会の性格上、どうしても記録とか事実に基づいた上での審査にならないといけないというふうに思っております。

従いまして、皆さんも御存じのように、臨時会の予定も既に入って日程も決まっております。これらのことも考え合わせながら、再度証人の方には、尋問をさせていただくような形に、恐らくなっていかなるを得ないというふうに私は思っております。

ただ、本日は以上のような状況ですので、これ以上の再尋問、一応待機をさせていただいておりますけれども、ちょっと難しいかなというふうに思っております。

この後につきましては、会派の代表者の皆さんとともに、委員の皆様にも御意見を伺いながら、方向性は——ただ時間的には、なるべく早くやらなければいけないかなっていうことは思っております。

以上ぐらいで、御理解がいただければというふうに思っております。よろしいですか、ほかの委員さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それでは、尋問も一応ないようでございますので、以上で、西岡晃君に対する尋問は終了いたしました。長時間ありがとうございました。

今申し上げましたように、本日の再尋問はございませんのでお引き取り願って結構です。退室をお願いいたします。

〔西岡 晃証人退室〕

○委員長（安富法明君） 以上で、本日予定をされました証人尋問は終了いたしました。

今後の進め方について、今申し上げたとおりでございます。

次回の委員会の開催につきましても、日にちを指定するといいいのだろうというふうに思いますが、先ほど申し上げたとおりでございますので、正副委員長に、皆さんと協議の上でまた決めさせていただくということで御了解をいただきたいというふうに……よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安富法明君） それでは、本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後４時４７分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月13日

2018台中フローラ世界博覧会等訪問に伴う
公費支出に関する調査特別委員長